

## 第6回西和賀町議会定例会

令和5年12月13日（水）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

ただいまから第6回西和賀町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、配付のとおりです。

傍聴される皆さんに申し上げます。傍聴席では、傍聴の際の留意事項をお守りください。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、1番、北村嗣雄君、2番、真嶋実君、以上2名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

続いて、日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。開会に先立ちまして、議会運営委員会において協議を行っておりますが、本定例会の会期は本日から12月15日までの3日間に行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から12月15日までの3日間に決定しました。

続いて、日程第3、諸報告を行います。9月定例会から本定例会までの議会の行動日程については、配付のとおりです。

また、町監査委員より地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく定期監査結果及び同法第235条の2第1項の規定に基づく例月出納検査結果について、配付のとおりです。

次に、本日の定例会に出席を求めました内記

町長並びに柿崎教育長より、次のとおり説明員として地方自治法第121条の規定による説明委任をした旨の通知があったので、これを受理しました。その職氏名を事務局長に朗読させます。  
事務局長 初めに、内記町長より説明委任のあった者の職氏名を読み上げます。副町長、刈田哲彦。会計管理者兼税務課長、宇都宮清美。総務課長、吉田博樹。企画課長代理、刈田明宏。ふるさと振興課長代理、内記良伸。観光商工課長、真壁一男。建設課長兼上下水道課長、佐藤太郎。農業振興課長兼林業振興課長、農業委員会事務局長、菊池輝昌。町民課長、小松重貴。健康福祉課長、新田由香里。病院事務長、東清彦。なお、農業委員会事務局長にあつては、町長より囑託を受けた者として出席するものであります。

次に、柿崎教育長より説明委任のあった者の職氏名を読み上げます。学務課長、照井哲。生涯学習課長、柳沢里美。

この際、併せて議事運営補助員として私、議会事務局長、小林英介、それから主査、藤島和、主任、刈田真理子が従事しますので、お知らせします。

以上です。

ここで西和賀町議会町政調査会会長、北村嗣雄君から発言を求められておりますので、これを許します。

北村嗣雄君。登壇の上、発言願います。

1番 西和賀町議会では、令和5年9月15日に議決を得た西和賀町議会の会議規則第120条の規定に基づく議員派遣を実施したので、その結果を報告します。

派遣期間は、10月23日、10月24日の2日間です。

行政視察の目的は、西和賀町の抱えている課題解決と議員の資質の向上、議会の活性化を図るため先進地の調査研修を実施し、町政の発展に寄与することを目的とする。

行政視察のテーマは、住民自治の組織の活動について。

派遣先は、宮城県丸森町及び同町筆甫地区振興連絡協議会並びに山形県川西町東沢地区協働のまちづくり推進会議の3か所です。

参加者は、議員11人及びふるさと振興課長及び議会事務局長の13人です。中村ひとみ議員については、所用により欠席されています。

以上が議員派遣の概要ですが、会長としての所感を若干述べたいと思います。丸森町の筆甫地区振興連絡協議会は、発足から16年間の歩みで、地域住民自らが課題解決のために事業着手し、地区の重要課題である獣害対策として、イノシン対策をはじめ、高齢者の困り事を解決するお助け隊、地域特産であるへそ大根のブランド化、商店やガソリンスタンドの経営など、地区の自立や持続可能な地域形成を目指し、取り組んでおりました。

地域運営組織を拠点として、多様なチャレンジの取組は、住民自らの暮らし支える課題解決の戦略的な取組であり、地域住民の協力と挑戦心が生んだ成果として注目するところでありました。10年あまりの時間をかけて地域のことをみんなで考え、一生懸命に向き合っている姿を学び得る貴重な視察となりました。

一方、川西町の東沢地区協働のまちづくり推進会議は、平成17年に発足し、第1期計画を5か年として策定し、現在4期の取組を進めています。注目すべきは、東沢地区の組織がまちづくり推進会議として地区内の関係組織と会計を一元化し、統合していることであり、自治組織母体であるまちづくりの大きな強みになっていることであります。

このたびの視察では、本議会のテーマは住民自治組織の活動でありましたが、貴重な先進事

例の取組を学ぶことができ、同時に視察先の取組に関し、地方自治の本旨にのっとり、町政運営や発展のために生かしていかなければならないと気持ちを新たにしたところでございます。

詳細については、次回発行の議会報に掲載する予定です。

以上、報告します。

議長 北村会長は自席にお戻りください。

次に、広報編集常任委員会委員長、真嶋実君より発言を求められておりますので、これを許します。

真嶋実君。登壇の上、発言願います。

2番 西和賀町議会広報編集常任委員会では、地方自治法第109条第2項に基づく所管事務調査の一環として、先頃調査を実施したので、その結果を報告します。

1、期間は9月26日、1日のみです。

2、調査の目的は、西和賀町広報編集常任委員会の抱えている課題解決に向けて調査を実施し、町政の発展に寄与することです。

3、調査のテーマは、議会広報の編集方針等についてです。

4、調査は、金ケ崎町議会で実施しました。

5、参加者は、広報編集常任委員会委員5人と議会事務局から事務局長及び広報担当者の7人です。

以上が調査の概要ですが、委員長として所感を若干述べたいと思います。金ケ崎町の議会よりは、平成25年町村議会広報全国コンクール最優秀賞をはじめ、直近の令和4年まで全国コンクールで18年連続受賞、県町村議会広報コンクールでは平成15年以来19回入選を果たす全国屈指の議会広報です。

金ケ崎町の広報常任委員会は、議会議長の指名により7名の議員で構成され、新人議員は少なくとも2年間は編集委員を務め、ベテランの委員長、副委員長の下で議員としての学びの場にもなっておりました。

編集に際しては、3つのモットーを掲げ、中

学生が読んでも理解できるありのままに分かりやすい紙面づくりを心がけ、事務局に頼らず議員の力で、議会定例会の翌月第1木曜日には町民の手に届くスピード発行を行っておりました。特に定例会直後の編集作業は、委員全員で役場に二、三日詰めて作業をしておられ、真摯な取組に頭が下がる思いです。

写真や図表、見開きページといった目に訴える紙面づくりに加えて、スポーツ新聞等を参考にした見出しやトピックス、つぶやきなど、十数文字の短文を織り込み、読みやすく、読者をつかむ工夫が随所にちりばめてありました。

まちの声、追跡記事など、町民の関心と議会のチェック機能という目線で常に創意工夫を重ねた内容で、町民主役の紙面づくりに努められておりました。

以上のとおり、このたびの調査では貴重な先進事例の取組を学び、議会と町民をつなぐ議会報がどうあるべきか、その基本を学ぶことができ、実りの大きい調査となりました。同時に、今回調査の取組に関し、地方自治の本旨ののっとり、町政運営や発展のため生かしていかなければならないと気持ちを新たにしたところです。

この際、併せて報告させていただきます。8月には、秋田県美郷町議会広報常任委員会、10月には宮城県柴田町議会広報常任委員会の視察を受け入れて、委員会として対応しておりますので、申し添えます。

以上、報告します。

議長 真嶋委員長は自席にお戻りください。

ここで町長より行政報告のための発言を求められておりますので、この際これを許します。

内記町長。

町長 おはようございます。12月定例会、よろしく願いいたします。

私から、2項目について行政報告を申し上げます。

初めに、議会の議決を得た請負契約の変更について、その額が議会の委任による町の専決処

分事項の指定第1項に定める範囲内であったことから、専決処分を行ったので、その内容について報告します。令和5年8月1日に議決をいただき、10月23日に第1回の請負変更契約の締結及び専決処分を行った西和賀町川尻体育館解体工事についてであります。請負金額に337万400円を増額し、8,680万2,100円に変更したものです。

変更の主な内容は、川尻体育館正面入り口側の一部陸屋根とステージ部分の陸屋根の天井内部にアスベストが含まれていたことから、そのアスベスト対策に関わる費用の増額を行ったもので、請負変更契約の締結及び専決処分は、令和5年11月13日に行ったものです。

また、本工事については、令和5年12月5日に工期を令和6年3月31日まで延長する請負変更契約を締結しておりますので、併せて報告します。

続いて、新型コロナウイルスワクチン接種について報告します。新型コロナウイルスワクチン接種については、町内の医療機関のご協力をいただき、9月から個別接種を開始し、12月10日に集団接種の2回目を終えたところです。これまでワクチン接種対象者の約6割の方が接種を終え、ワクチン接種を希望し、未接種の方についても12月中の個別接種日程でワクチン接種を終える見込みであることから、町内での集団接種、個別接種については12月末で一旦終了する予定です。1月以降も接種を希望する方がおられましたら、医療機関と接種日程等を調整しながら、3月まで対応を継続していく予定でありますので、健康福祉課にお問合せいただきますようお願いいたします。

私から、以上2項目についての行政報告であります。どうぞよろしく願いいたします。

議長 以上で諸報告を終わります。

続いて、日程第4、一般質問を行います。

一般質問は、質問者の質問時間が30分と制限があります。制限時間5分前には1鈴、制限時

間には2鈴を鳴らしますので、時間を厳守して質問してください。また、質問者及び答弁者は、それぞれ簡潔明瞭にまとめてお願いいたします。なお、質問者におかれましては、通告外の質問はできませんので、併せてお願いいたします。

登壇順は、開会に先立ち抽せんを行い決定しており、その順序に従い質問を許します。

初めに、登壇順1番、唐仁原俊博君の質問を許します。

唐仁原俊博君。

6番 おはようございます。よろしく申し上げます。今回ちょっと質問事項が多いので、早速行きます。

まず、地域おこし協力隊の採用、それから募集について伺いたいと思います。本年10月より地域おこし協力隊として、新たに1名着任されたと伺っています。採用の経緯、それから実際の活動内容、ミッションとか勤務形態について、どのようになっているか伺いたいと思います。

議長 内記町長。

町長 ただいまのご質問につきましては、担当課から答弁します。

議長 ふるさと振興課長代理。

ふるさと振興課長代理 お答えいたします。

本町における地域おこし協力隊の設置につきましては、これまでの任用型に加え、今年度から協力隊設置業務を外部に委託することができる委託型という制度を取り入れ、運用を行っているところであります。お尋ねの10月に着任した協力隊員につきましては、この委託型による設置としているものであります。

採用の経緯についてであります。現在取り組んでいる第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標の一つである関係人口対策として、大きく人口が減少した集落での景観保全や、地域ならではのなりわいづくりに取り組むプロジェクトを立ち上げ、このプロジェクトによる課題に対して企画提案してもらう地域おこし協力隊を9月に追加募集したところでございます。

こちら委託型の地域おこし協力隊でございますが、併せて企画提案型と呼ばれるスタイルで募集を行ったものです。

この募集に対して、かねてから西和賀町に移住を希望されていた方から応募をいただき、選考の結果、この方の企画提案が採用に至ったところであります。

ミッションとしては、集落での景観保全活動、関係人口創出、拡大、観光振興支援などのほか、本町ならではの特徴的なミッションとして、隊員活動の場として選択した集落を含む周辺地区における冬期間の町道除雪業務にも関わっていただくことになってございます。

勤務形態としては、委託型でございますので、町との雇用関係がない個人事業主に対する業務委託ということになっているものであります。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。今年度から委託型で協力隊として入ってもらうようになったということなのですが、これまで役場の職員として、任用型であれば職員とのミーティングとか、そういうのもしていたのですが、今の委託型に関しては役場というか町とのやり取り、定期的なやり取りというのはあるのでしょうか。

議長 ふるさと振興課長代理。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

隊員とのやり取りということでございますが、月1回程度、例えば活動状況の報告をいただいたり、あとはいろいろ意見交換を定期的に行うようにしてございます。

以上でございます。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。ほかの自治体の事例でいうと、委託型、その自治体内の企業に入って活動してもらうとか、あるいは企業に属せずに個人事業主で活動してもらう場合、特に企業と一緒に活動する場合には、企業と

自治体との間で結構綿密に打合せをしていたりとかする事例があるようです。

特に私が最近注目しているのが西粟倉村という岡山の自治体がありますけれども、そこが人口規模でいうとうちの3分の1ぐらい、1,500名ぐらいになるのですが、林業を非常に盛んにやっているところであり、かつ地域おこし協力隊も、今その規模で50人ほど受け入れているところです。役場の中で働いてもらうという以外に、こういう委託型という形で新しいタイプが出てきたことがまず1つ非常に重要な成果だと思うのですが、それをさらに突き詰めていただければなと思います。

次の質問なのですが、この10月から来年度の地域おこし協力隊の募集が開始されますけれども、現時点での反響はどうでしょうか。

議長 ふるさと振興課長代理。

ふるさと振興課長代理 お答えいたします。

10月から募集を行っている来年度の地域おこし協力隊ですが、観光分野で3名、林業分野で2名、建設分野で5名、介護分野で3名、農業分野で1名の計14名となっております。

このうち、例えば林業分野では、本年本町でも大きな問題になった熊などの鳥獣被害対策において中心的な役割を担うハンターを養成するコースを、しかも女性限定の募集としたり、建設分野では豪雪のまち西和賀では貴重なエッセンシャルワーカーであり、その卓越した技術力が高く評価されている除雪オペレーターへの募集を行っているなど、西和賀ならではの特徴的な任務での募集となっているものですが、残念ながら現時点で問合せ等はいただいている状況になってございます。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6番 10月に町のホームページ上に出された募集要項、私も拝見いたしまして、それぞれ特徴的な募集になっていたと私も見ていて思いまし

た。

後でちょっと獣害対策についての質問も行うので、そのときに女性限定での募集についても伺おうと思います。

結構町としてのカラーを打ち出した募集になっていると思うのですが、まだ募集期間があるとはいえ、問合せが来ていないところに対して、どういうふうに分けていらっしゃるのでしょうか。

議長 ふるさと振興課長代理。

ふるさと振興課長代理 お答えいたします。

地域おこし協力隊の募集に対し、問合せ等の反響がないということに関してでございますが、募集方法に課題があるものと思っております。これは、今回の募集に限らず、従来から同様の方法で募集を行ってきたわけですが、本町では募集情報を町のホームページと全国の自治体が地域おこし協力隊の募集で活用しているJOINという移住交流サイトに掲載しているのみとなっております。

地域おこし協力隊は、全国的にも年々増加の一途をたどっており、現在では全国のおよそ3分の2の自治体が協力隊の募集を行っているなど、年々競争が激化している状況です。こうした中であって、本町の現在の募集方法では、全国あまたの募集情報があふれかえる中で、完全に埋没してしまっている状況にあることは間違いないと思っております。

その対応策といたしまして、今定例会に補正予算をお願いしておりますが、地域おこし協力隊の募集、採用活動のノウハウを有し、一定の実績を上げている県内の団体に募集業務を委託することで募集の差別化を図り、応募者を確保していきたいと考えているところであります。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。補正予算で上がってくるということなので、そこでも議論があるかと思いますが、専門職というか専門

技能というか、そういうノウハウを持っている外の団体とか専門家と取り組むべきことなのだろうなと私も思っています。

ただ、そういうときにやっぱり役場の中でのカウンターパートといいますか、窓口といいますか、そこがどういうふうな働きをするかがとても大事だと思っていて、というのも前の一般質問でもお話ししましたが、協力隊事業、町が長年取り組んできた中で、なかなか経験が蓄積されてこなかった部分があるのかなと思っていますので、外の人たちと組むときにも外の人に投げっ放しにせず、町としての経験を蓄積できるような体制で取り組んでいていただきたいなと思います。

次の質問に行きます。次のテーマが銀河ホールの設備についてです。銀河ホールに関しても、これまで私何度か一般質問で取り上げていますが、先日映画の上映会のイベントの手伝いに入ったときに、プロジェクターでスクリーンに映像を映したのが何かぼけているなど。これちょっとピント合っていないのではないですかと言ったら、真ん中にピント合わせると、周りがぼけるのですと、周りにピント合わせると真ん中がぼけるのですということで、なかなかこれは大変な状況だなと思いました。

それから、空調が今ほぼゼロか100かでしか稼働させることができないというふうに伺っています。なので、温度調整をもう人力でやるというふうな状態だというふうに聞いていて、これは大変なことだなと。

ただ単に設備が壊れているというよりも、それらの設備は、人に貸すときに非常にダイレクトにこれ壊れているのではないかというのが分かってしまう部分かなと思っています。銀河ホールの今後のあり方基本方針の中でも、多目的な活用の方というふうに掲げられていますし、外部の文化事業だけでなく、例えば企業の研修とか式典とかにも使えるのではないかと私は思っているのですが、そういうのに使ってもらっ

た場合に、暑いとか寒いとかとなったら、二度と来てくれないだろうなと思っています。

現在不調の設備について、速やかに改修を行うべきではないかと私は思うのですけれども、認識を伺いたいと思います。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 おはようございます。銀河ホールの設備の改修に対する考えについてお答えします。

文化創造館銀河ホールは平成5年に、Uホールは平成7年にそれぞれ整備され、約30年経過しております。議員のご指摘にあるように、空調設備やプロジェクターなどの各種設備について、更新時期の到来、老朽化による改修が必要な状況となっております。

公共施設につきましては、財政状況の厳しさが増している状況を踏まえ、今後の維持保全の方向性の検討、ライフサイクルコスト、保全優先度などを勘案した施設ごとの長寿命化を図るため、個別施設計画を策定しております。

銀河ホールの今後の施設の更新については、個別施設計画を精査しながら、これまでの運営の実績と今後の更新需要を基に、より具体的な実施時期や費用を想定した改修計画表を作成しており、当課ではそれを基に緊急性や優先性、また改修工事内容の適正性などを内部で協議しながら、改修費用の予算確保を図り、計画的な改修に努めているところです。中でも指摘のあった空調設備やプロジェクターについては、優先順位が高いものとなっております。

以上です。

議長 唐仁原君、声がちょっと近過ぎて、マイクを下げるか何か。

(下のほうにの声)

議長 唐仁原俊博君。

6番 このぐらいでいいですか。大丈夫そうですか。

ありがとうございます。内部での協議、内部でその数字を挙げて、協議されているというお

話でしたけれども、今後のことを考えたときに、恐らく大きな建物ですので、単純な設備とか備品だけでなく、例えば屋根とか、あるいは壁とか、また大がかりな工事が必要になることもあるのかなというふうに思います。そういうときに額の大きい数字が出てくると、何だこれというふうな反応もあるかと思うのですけれども、銀河ホールが持っている可能性であるとか、あと果たすべき役割、これからもっと活用できるであろうということも考えると、お金の話を避けて通るわけにはいかないのかなというふうに思います。

なので、オープンな議論を促進するためにも、内部での協議だけではなくて、こういうぐらいのお金がかかるとかという話を積極的に外に出していただきたいなというふうに思っています。これだけかかるのだったら、もうやめようというふうになるのではなくて、これだけかかるのであっても、これだけの役割を銀河ホールに果たさせたいから頑張ろうという方向になっていくべきだろうなど。

必要な額というのが分かれば、町の予算だけではなくて、いろいろなお金の調達の方法があるかと思えます。最近だとクラウドファンディングとかもありますし、そういうのを活用してということもできるかなと思えますので、ご検討をお願いします。

次の話題に行きます。獣害対策についてです。今年全国的なニュースでも、熊の出没が盛んに報道されていまして、また町内での事案も全国ニュースになるなど、熊の被害が多発したかと思えます。

まず、町で把握している本年度の熊の被害、目撃件数を教えてください。

議長 林業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 それでは、お答えいたします。

林業振興課に通報のあった件数は240件で、そのうち人身被害は2件、農業被害は45件、物損

被害は37件となっております。

以上でございます。

議長 唐仁原俊博君。

6番 240件というのは、これは例年と比べてどうなのでしょうか。

議長 林業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えいたします。

ちなみにならということになりますけれども、昨年度、令和4年度の目撃件数でございますけれども、77件でございます。そして、被害の件数は24件ということとなっております。さらに、もう一年前になりますけれども、令和3年度の目撃件数は149件、そして令和3年度の被害につきましては79件ということとなっております。昨年と比較して、目撃件数約3.5倍といった状況になっているということでございます。

以上でございます。

議長 唐仁原俊博君。

6番 今回ののが過去最多と考えていいのでしょうか。

議長 林業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 私が知り得る限りでは、最も多いというふうに認識しております。

以上でございます。

議長 唐仁原俊博君。

6番 そうした状況の中で、恐らく被害に遭われた住民もそうですし、目撃したという方もそうですし、熊に対する不安というのはかなり大きかったのかなと思います。町としても様々対策を行ったと思えますけれども、熊の対応に当町としての基本姿勢としてどういうものかというのと、基本姿勢と照らしたときに、本年度の対策についてどういうふうに評価するかというのを教えてください。

議長 林業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えします。

ツキノワグマの被害に対しては、岩手県において定めた手順に従い、次のとおり対応するこ

ととしております。

1つ目でございます。西和賀町鳥獣被害対策実施隊、これは猟友会でございます。パトロールの指示や防除威嚇機、これは爆音機のことでございます、設置による追い払いを実施する。まず1つ目は、追い払う対策ということとなります。

2つ目でございます。電気柵等の防除設備の設置を推進し、適正に農地等の管理を行うよう指導する。これは守る対策ということとなります。

3つ目でございます。追い払いや守る対策を行っても農業等の被害が発生、もしくは人身への被害が現に発生し、または発生する危険性が高い場合、最終手段として捕獲等を実施する。これは捕まえる対策ということとなります。

2つ目の守る対策につきましては、令和2年度から電気柵設置事業補助金を設置しました。また、3つ目の捕まえる対策につきましては、ツキノワグマは外来種等の鳥獣と異なり、やみくもに捕獲することはできないこととされており、岩手県から捕獲許可頭数の配分を受けた上で、捕獲に係る留意事項を遵守し、実施しております。

これらの対策の考え方は適切であったと考えておりますが、例年にない異常な出没に対して十分に対応し切れなかった面もあったと考えております。

今年の対策全般について、しっかりと総括を行った上で、体制の整備を図っていく必要があるものと考えております。

以上でございます。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。今答弁の中で出てきましたけれども、県の管理計画というのがある中で、町としての対策だけで追いつかない部分もあるのかなと思います。ニュースで話題になっていましたけれども、秋田県のほうだと、知事が見つけたら撃てというふうな話をしてい

たというのがありますがけれども、そういう話にならずとも、県のほうへの働きかけ、それは例えば管理計画の見直しであるとか、専門家の派遣であるとかというのを要望したりとか、あるいは近隣自治体と連携を取って対策をしたり、県に要望を上げたりということもあるかと思うのですけれども、今そういった外部との連携というのができているか、課題があるか、そこら辺を伺いたいと思います。

議長 林業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えします。

イノシシの被害対策の知見を得るため、令和4年度に雫石町の鳥獣被害対策アドバイザーを招いて捕獲技術研修会を開催し、現地指導を受けるとともに、毎年10月初旬に岩手県猟友会が主催する煙火消費保安講習会に参加しているといった状況です。

なお、ツキノワグマやイノシシにつきましては、広域で移動することが確認をされており、他県を含めた近隣市町村と連携して対応していくことが必要だと考えております。そのためには、出没状況や被害状況について情報共有を進めていく必要があるものと考えております。

以上でございます。

議長 唐仁原俊博君。

6番 今年度の熊の出没に関して県とやり取りしたり、もしくは近隣とやり取りしたりということはあったのでしょうか。

議長 林業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えします。

県のほうとは、花巻農林振興センターとはやり取りをしていると、技術的な部分でのやり取りはあるのですけれども、件数とか出没のことに関しては、県あるいは近隣の市町村とのやり取りというのは、特にしていない状況ということでございます。

以上でございます。

議長 唐仁原俊博君。

6番 広域で移動するという話もありましたし、

抜本的な対応をしようと思えば、例えば熊にGPSをつけるだとかということをやっているとところもあるので、それは県のほうを突き上げることになるのか、あるいはほかの自治体との連携を強めて、そういうことで取り組んでいくか分からないのですけれども、今年の出没というのは、たまたま奥山のほうが凶作だったからなかったということではなく、こういうことが今後あってもいいように、対策を講じて体制を整えていただければと思います。

1つ、熊の出没、熊を見たというときに、今役場に電話で連絡をするということになっていると思うのですけれども、スマートフォンがこれだけ使われている中で、あとラインなどのコミュニケーションアプリを使っている人が多い中で、見たというときに、位置情報も併せて送るとかということが比較的容易にできるのではないかなというふうにも考えたりするのですけれども、そういう目撃情報とか被害について、より効率的な、あるいは効果的なものにできないかなと思うのですが、その辺りはどうお考えでしょうか。

議長 林業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えします。

現在ツキノワグマの被害や目撃情報は、広報紙や告知端末、広報車、ラップ付きの車ですけれども、広報車により提供しているのが実情です。しかし、何らかの事情により告知端末での放送を聞くことができない方には伝えることができませんし、タイムリーな情報提供になっていないことも課題です。

これらの課題に対し、今後町で開設する予定である公式SNSも活用して情報提供を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 唐仁原俊博君。

6番 SNSとかを使うことになると、セキュリティとかいろいろな問題もあると思いますけれども、恐れずに活用していただければなど

思います。

今まで主に熊の話をしたのですけれども、今後のことを考えるとイノシシ対策も非常に重要になるのではないかなと思います。というのは、町内でイノシシが十数頭のしのし歩いていたというふうな話も、今年非常に聞きます。雫石などは、対策がかなり整っているという話を聞くのですけれども、今町としての認識はどのようになっていますでしょうか。

議長 林業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えします。

イノシシの被害につきましては、平成29年頃から確認されて以来、件数が増加しているといった状況です。

これまでは、鳥獣害対策の中心はツキノワグマでしたが、イノシシ被害も深刻な状況になっており、先ほど申し上げました守る、追い払う、捕まえるの手法により、対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 唐仁原俊博君。

6番 せっかくお隣の雫石でいろいろ対策を取られているということなので、町民、住民連れて一緒に研修に行くとか、そういうこともあっていいのかなというふうに思います。

ちょっとまた別の話題ですけれども、先ほど女性限定でのハンターの募集というのを来年度の地域おこし協力隊で募集をかけているというお話でした。これ、どういった狙いで募集されているのかというのを教えてください。

議長 林業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えしたいと思います。

あえて女性限定ということで募集を差し上げたわけなのですけれども、鳥獣害の対策につきましては、今までのイメージだと、ちょっと表現、誤解を恐れずに言えばですけれども、男性で年配の方々がするものだというイメージが多分あったかというふうに思いますけれども、鳥

獣の被害というのは、広く皆さんに及ぶものだというふうに考えております。したがって、一部の性別ですとか年齢に偏ることなく、皆さんで対応していかねばいけないと、そういったことを訴えたいということで、お隣の雫石町でも女性ハンターが活躍されておりますけれども、うちのほうでもそういった意識を広めたいということで、あえて女性限定ということで募集をさせていただいたということでございます。あくまでも、繰り返しになりますけれども、鳥獣の被害対策につきましては、町民全員で一丸となっていくもの、そういった意識で取り組んでいきたいということを訴えたいといったものでございますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

議長 唐仁原俊博君。

6番 分かりました。ありがとうございます。

そうしたら、また次のテーマに移りたいと思います。次が越中畑のサクラバハンノキ群落についてです。現在西和賀町がサクラバハンノキという植物の自生地、北限というふうにされています。これ、うちの町で見つかる前は、北関東が北限とされていたのだったかな、というぐらい西和賀にあったときに驚かれたという話を聞いています。

町内の越中畑のサクラバハンノキ群落が町の天然記念物として登録されていると。その隣接地に、秋田自動車道の雪捨場ができるという話を聞きましたけれども、その群落に対しての影響はないのでしょうか。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 秋田自動車道の雪捨場整備に伴う越中畑のサクラバハンノキ群落への影響についてお答えします。

越中畑のサクラバハンノキ群落は、平成9年に旧湯田町指定天然記念物に指定しており、その周辺を旧湯田町自然環境保全条例に基づき、平成11年に越中畑自然環境保全地域に指定しております。

今回の秋田自動車道の雪捨場整備の件につきましては、自然環境保全地域を担当する観光商工課に対し、東日本高速道路株式会社東北支社から問合せがあり、岩手県環境アドバイザーの瀬川強氏と観光商工課で現地確認の結果、自然環境保全区域外であることを確認しております。

また、環境アセスメントを踏まえた対応により、自然環境への影響はないものであるとの説明を受けているものでございます。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6番 影響がないということなのであれば、まずは問題がないのかなと思うのですが、恥ずかしながら、この雪捨場ができるけれども大丈夫なのかという話を聞いたときに、私初めてこのサクラバハンノキの群落があるということも、それが町の天然記念物として指定されているということも聞きました。町に生まれた人にとっては、山に囲まれ、森に囲まれという環境がごくごく自然のものだというふう映っているのかもしれないのですが、なかなか得難い環境なのかなというふうに思っています。

考え方を考えることによって、それが外へのアピールになるというのは、町のブランドであるユキノチカラが代表例なのかなと思いますけれども、町を取り囲んでいるこの森林とか自然環境も、町の魅力なのだぞというふうに訴求していくべきかなと思っています。現状何か外に対して、この自然環境をアピールしていくというふうな計画とか事業とかというものは、予定されているのでしょうか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

サクラバハンノキにつきましては、先ほど議員がお話しされたとおり、西和賀町が最も北限だというふう言われているということでございまして、まず貴重な群生地ということで区域を定めたということでございます。

情報発信については、町のホームページでは、

確かに文化財というようなことでの発信はしておりまして、あとこの区域が環境保全区域であるというような発信というのは、特にはしていないものでございます。

ただ、観光資源全般について、自然環境というか、まず様々な自然の資源があるもので、実際に発信しているものは発信しているし、発信されていないものは発信されていない。今回の分につきましても、貴重なそういう財産ということで、発信することでより誘客が図られるものというふうに捉えられる部分もありますので、そういう部分は今後情報発信には力を今入れておりますので、取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。自然環境とかというのは、やっぱりガイドが必要な部分が大いのかと思います。情報発信プラス、そこに案内してくれるとか、その魅力を教えてくれるガイドの育成とか、事業者を育てるということを考えていただきたいなと思います。

次の話題に行きたいと思います。次は、北上線運賃無料キャンペーンについて質問したいと思います。先月北上線が無料で乗れますよということで、4日間のキャンペーンが行われていました。この運賃無料キャンペーン及びそれに関連するJR北上線利用促進協議会がイベントをいろいろ主催していましたが、利用促進協議会とか町でどういった議論があって、こういう形になったのかというのを教えてください。

議長 企画課長代理。

企画課長代理 お答えいたします。

まず、お尋ねの運賃無料キャンペーンについてであります。この企画につきましては全線開通100周年を来年に控え、沿線3市町の皆様に感謝する取組として、JRグループとしては初めてとなる運賃無料を11月9日から12日まで

の4日間限定で実施したものでございます。

この企画が実現した背景には、これまでJR東日本も構成員となっている北上線利用促進協議会におけるこれまでの様々な取組実績があり、こうした積み重ねと沿線地域の活性化を願う全ての構成員の共通認識の下に実現した取組であり、北上線だからこそこの取組であったと評価しているところであります。

以上であります。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。報道でも、なかなか話題性のあるニュースとして取り上げられていたと思います。

この運賃無料キャンペーンとか、それに関連する協議会主催のイベントについて、協議会、あるいは町はどのように評価しておられるか、それから今後に生かすような教訓があれば、それがどういったものであったか教えてください。

議長 企画課長代理。

企画課長代理 お答えいたします。

今回の一連の取組の評価であります。まず利用促進協議会としては、まだ正式に総括を行っておりませんので、あくまでも町としての評価にとどまるわけですが、町といたしましてはこの企画が持ち上がった時期が遅かったことから、時間的な制約を受ける中で必要な予算措置を行い、このことに関しては議会の皆様方のご理解があったおかげであります。与えられた条件の下でやれることはやったという思いはございます。

11月という、本町にとってはオフシーズンとも言える今回のイベントの時期のことや準備期間の短さ、当日の天候など、私たちにはどうしようもできなかった面での影響が大きく、決して大成功と呼べるような出来ではありませんでしたが、何とか形になったのではなかったかと評価しております。

また、JR初の運賃無料キャンペーンのインパクトは非常に大きく、事前の無料乗車票の配

付状況からしても、間違いなく北上線に対する注目度、認知度が格段に高まったことはよかったなと感じております。来年の100周年に向けて、弾みをつけることができたと思っております。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6番 来年の100周年に向けて弾みがついたというものでしたけれども、北上線全線開通100周年に向けて、現在利用促進協議会、あるいは町でどういった事業を計画していますでしょうか。

議長 企画課長代理。

企画課長代理 お答えいたします。

来年の100周年につきましては、まだ具体的な事業、取組等の検討は行っておりませんが、まずは改めて取組の体制を整えて臨む必要があるものと思っております。

この体制というのは、やはり北上線利用促進協議会がベースになることを想定しておりますが、100周年という大きな節目のときにありがちな単発イベントにこだわることなく、一過性で終わらない継続的な取組になるように、ウイングを広げた体制が望ましいと考えており、これまで北上線の利用促進を図る上であまり重視されてこなかったというより、利用促進とは別の取組となっていた感がある観光振興、観光誘客にもつながるような体制を構築する必要があると思っております。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6番 今答弁の中で出てきましたけれども、やっぱり観光振興とか観光客による利用とかということも考えていかないと、北上線の活性化というのはなかなか難しいかなと思っております。

沿線住民の利用と観光利用というのは、町の中でも担当課としては違うと思えますし、またJRのほうでもいろいろ組織の中で役割分担があるというふうに伺っています。なので、そこら辺、組織内での壁をぶち破って、プロジェク

トチーム一丸となって取り組んでいただきたいなというふうに思います。

利用促進協議会ですけれども、周辺の自治体であるとか、JR内の組織であるとか、あと観光協会であるとか、いろいろな関係者が参加して協議会として成立しているわけですが、利用促進を一つのプロジェクトとして考えた場合に、関連する様々な事業を取りまとめる立場として、プロデューサーのような立場があったほうがいいのではないかなというふうに思っています。現状の認識はいかがでしょうか。

議長 企画課長代理。

企画課長代理 お答えいたします。

北上線の利用促進策を取りまとめるプロデューサーを置くべきとのご意見ですが、一つの貴重なご意見として承っておきたいと思えます。

北上線に限らず、赤字ローカル線の廃線問題は、全国的な課題として長年にわたり関係者が頭を悩ませながら取り組んできた課題であります。北上線利用促進協議会を構成しているのは、沿線自治体である本町、北上市、横手市、岩手県、秋田県の行政側に、JR東日本の盛岡支社、同じく秋田支社、それに3市町の観光商工団体、住民自治組織など、多種多様であります。これらの意見や思惑といったものを調整し、取りまとめて、利用促進という旗の下で一致協力して取り組んで実績を積み上げていくという作業は、相当に難しいことだと感じております。

赤字ローカル線の問題について、ある沿線自治体の首長は、マスコミの取材に答えて、このような発言をしています。この問題は、起死回生策は出てこないで、細く長く地道にやっていくしかない、一発逆転ホームランのようなものはないと、まさにこの問題の難しさを表した発言であると言えます。

1人のプロデューサーを置くというより、様々な立場のいろんな知見をお持ちの方々からアドバイスなどをいただきながら、実際観光業に関わっている方やJR出身者の方などからも協

力をいただいておりますので、やれることには手を尽くして取り組んでいくしかないと思っていますところであります。

以上であります。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。町単独でのことではないので、今すぐどうこうということは私も考えていませんけれども、オリンピックとか万博、いろいろと問題もありますので、ここで例に出すのが適切かどうか分からないのですけれども、そういう何か1つのイベントをやるといふときに、こういう方向性でいこうというディレクションをする立場というのは必要なのかなと思っています。行政に対して、私個人が信頼しているところと不安視しているところがありまして、信頼しているところでいうと、やっぱりその町、自治体ですとやってきているという。だから、まず自治体の人たちに対しての信頼がある、それから知識がある、あとネットワークを持っていると。

ただ一方で、ちょっと不安に思うところとしては、外から見たときに何が受けるのか、どういふところに町外の人が価値を感じるのかとか、あるいは国内や海外で今何が受けているのかとか、それを踏まえてどうやって町の中にあるものを外に見せたらいいかという視点については、やっぱりなかなか得難いものなのかなというふうに思っています。

ですから、いろいろ沿線自治体とか沿線の住民たちから出てくるアイデアを踏まえて、それをどうやって見せていくかというときには、やっぱり何らか統合して演出する立場が必要なのかなというふうに思います。こういうことをやるので、そのイベントをお願いしますというふうな話でなく、計画を立てる段階から専門家とか実務家が入ってやっていくのが一番かなと思っていますということをまずお伝えしておきます。

次の話題に行きます。湯田ダム竣工60周年についてです。湯田ダムが昭和39年、1964年に竣

工して、来年60周年を迎えるとのこと。町として、60周年を記念するような事業というのを現段階で計画しておられるでしょうか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 答えいたします。

湯田ダムの記念事業につきましては、平成26年の竣工50周年記念事業という、その際には9月20日、21日の2日間にわたり、大々的に開催がされております。その際は、郷土芸能披露ですとか、湯田ダムの着工や当時の様子の上映会、移転者を招いてのパネルディスカッションですとか、あと「これからの50年～未来へ」と題して、町で活躍する5名によるパネルディスカッションなどが行われておりました。

60年という節目につきましてですが、こちら湯田ダム側に確認もしたところ、特に記念事業というものは計画されていないということからも、町としても今回の節目では計画は特におりません。

ただし、コロナ感染症も5類に移行し、観光客の動きも活発になっているということからも、実施を検討しております錦秋湖スプリング放流、あと錦秋湖大滝サマーライトフェスティバルといった事業をこれまでも実施してきた経緯があるので、こちらについてまず実施を検討するとともに、そのPRと併せた周知を行い、集客増に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。ダムの春のスプリング放流とか、私も見に行ったのですが、結構たくさん人が来ているのです。なかなかよそで見られるものではないということで、あれも非常に貴重な観光資源だと思いますし、あと錦秋湖大滝のライトアップについてもメディアで取り上げられるなど、今後さらに認知度が上がっていくのかなと期待しているところで

一方で、60周年といったときに、50周年に比べれば何だか微妙な数字ではあるのですが、やはり節目は節目であると思っていて、かつ北上線の全線開通100周年の年でもあります。なので、外から来る人に対して、こういう歴史があるのですよというのを知ってもらいたい機会でもあるかなというふうに思います。

先日、ちょっとダムにお話ししに行ってきたのですが、工事の資料として取ってある写真とか、あるいは工事の資料というよりも、そのときの沈む前の風景の写真とかというのが大量にあるようでした。町が持っている資料とかと併せて、そういったものをまず保存していくとか、それにプラスアルファできるのであれば、北上線に乗ってきた人たちがどこかで写真展とかを見られるようなふうな体制があればいいなというふうに思ったりもしますが、できる限りのことを町としても取り組んでいただきたいですし、私も何かできることがあればやりたいなというふうに思っているということをお伝えしておきます。

私からの質問は以上になります。ありがとうございました。

議長 以上で唐仁原俊博君の一般質問を終結いたします。

ここで11時20分まで休憩をいたします。

午前11時09分 休 憩

午前11時20分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順2番、北村嗣雄君の質問を許します。

北村嗣雄君。

1番 今回一般質問通告させていただきました北村嗣雄でございます。よろしくお願いいたします。質問に当たって、今年も残すところ、暦の上では2週間余りになりました。いろいろなことがございましたが、あと少しで年末でございます。お互いに体に気をつけながら頑張りたいなと思います。それでは、よろしくお願いいたします。

たします。

私の一般質問については、質問項目は協働のまちづくり指針について、質問の趣旨は住民自治組織づくりについてでございます。それから、2つ目になりますが、地域農業の将来のあり方について、今進められております地域計画について、人・農地プランですが、以上でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは最初に、自治組織づくりについてでございますが、先ほど私諸報告でも申し上げましたので、重複するところは除きますが、視察を終えて感じたことは、いわゆる当事者と直接お話というか対話ができ、様々な体験やら活性に満ちている、あるいはその雰囲気が大変貴重な視察であったなというように感じております。そうした中で、私が感じていることの町の考えをお伺いしたいなと思います。

1番に入りますが、現状の自治組織のあり方、活動状況について、町長はどのように捉えているのか。本町にとっては、昨年の4月から行政区における自治組織の取組もなされているわけですが、それも踏まえながら、町長の所感を伺えればと思います。よろしくお願いいたします。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

現在町内には、29ある行政区それぞれに地域づくり組織があり、その組織ごとに意思決定を行い、活動を行っているものと認識しております。

本年9月に、旧小学校区ごとに地域づくり組織連絡会議を開催させていただき、組織の代表の方々などから活動の状況についてお話を伺いました。その際、総じて同じような状況でありましたが、コロナの影響でこの3年間は組織としての活動がほとんどできなかったこと、また人口減少、高齢化により、以前に比べて活動が低調となってきていることなどが聞かれました。

また、自治活動に携わる人や役員の固定化、

人材不足、若い世代の参加の希薄化などといったお話も聞かれ、程度の差はありましたが、それぞれ苦労しながら組織を運営されている状況であるということを確認しているところでございます。

議長 北村嗣雄君。

1 番 昨年の4月からの発足ですから、まだ1年、2年近くになるわけですがけれども、この取組に当たって行政として検証というよりも、その成果やら、あるいはこの取組に関わって課題というか、あるいはよかった、いいなという、そういう何か捉えていることがあれば、その考えをお伺いしたいなと思います。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

昨年からそういう支援のあり方の新しい試みをしているわけですが、課題につきましても、これまで続けてきた中での課題というものは、共通して今も持っている部分があると思います。そういうような課題をいかに行政と協働という精神でやっていけるかという点で、新たな試みでありますし、時間は1年たっておりますが、また配置する支援であったりとかいうような形を、力を引き出しながらつくり上げていくという点におきましては、途上かなというふうに考えているところでございます。

議長 北村嗣雄君。

1 番 ありがとうございます。

次の2番に関わりながら、②に入っていくわけですが、先ほど町長も言われたように、本町にとっては29の行政区の中で、去年から自治的に活動しているわけですが、その中で私も今聞いた上では、3年間いろんな形で、それを検証しながら学校単位の集約的というか、ブロック的な自治組織の検討もされているのかなということを伺ったのですけれども、その辺は旧小学校区単位での組織づくりというか、自治のあり方というのは、私には今までというか、この間の視察をしてきて、やはり取り組むべき事

業だなというふうに感じておりますが、町長はじめ町の考えをお伺いします。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

人口減少や高齢化により、自治組織の活動が弱体化しているというような点でのご指摘は、そのとおりであろうというふうに思います。

その上で、今のような問題を議論するに当たりましては、組織の単位と活動の単位の問題は整理して考える必要があると思っております。つまり人手が足りなくなって思うような活動ができないから、組織ごと隣の組織と一緒にするという道を選ぶのか、あるいは組織の単位はそのまま、活動だけ隣の組織と一緒にするということもあるというふうに思っております。

このことから、それぞれの組織が抱えている事情にもよりますが、一般論といたしまして、まずは組織の単位はそのまま残し、活動や取組の内容に応じて、隣やほかの組織と一緒に合同で活動するというスタイルを模索していくべきであろうと考えております。組織ごと一緒になるという道は、その後を考えることが望ましいのではないかと考えているところでございます。

一般論であります。地域や組織の状況、事情は様々と思っております。ケース・バイ・ケースで対応していただく必要があり、少なくとも町が率先して町内の全ての行政区なり自治組織に対して、旧小学校区単位での組織再編や統合を促していくというような考えは、今のところ持っておりません。

議長 北村嗣雄君。

1 番 町長の考えというか、詳しくお伺いしました。私もこれは本当に地域、あるいは住民ぐるみで、やはり可能な限り対応していければなというふうに感じております。

ちなみに、私視察して感じたということは、丸森町の筆甫地区の振興連絡協議会の中では、10人余りの中で、設立した当時から現在に至るまでは、十何年になるのですが、人口が1,000人

ほどの減少になっております。それで、現在高齢化が62%余りになっております。それで、設立した当時は、四十二、三%でしたけれども、今は大分進んでいるなということ、それから8地区の取組でございまして、人口の減少も45%というか、そのぐらいになっております。

そうしたことから、西和賀においても人口減少が加速しておりますので、できることであれば、やはり発足までは大分いろんな構想なり研究、説明というか、計画が書かれると思いますので、その辺念入りに、スピーディーに進められたらいいのかなというふうに感じております。

次に入ります。2番の地域計画の将来のあり方についてでございます。質問の趣旨は、地域計画でございますが、これは人・農地プランを含めた中での地域の計画なのですが、この件については私一般質問事項に出してから、いろいろ本町の認定農業者協議会、それから農業委員会との合同研修や、先般行われた中山間地域フォーラム、中山間とか、あるいは議会での勉強会において、町の考えなり説明をお聞きしたところでございます。まず、それ以外に私が感じていることをちょっと質問させていただきます。

この間の町の説明の中では、地域の行政区の区長というか代表者を対象に説明会を行い、この計画については地域に話をしているということでしたが、取組状況と、それから現在まで地域にどれだけ浸透しているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長 内記町長。

町長 地域計画につきましては、担当課長から答弁します。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 それでは、お答えいたします。

地域計画とは、将来の地域農業のあり方を定めるとともに、農業を担う者ごとに利用する農地を定め、地図上に示したものをいい、おおむね10年後の地域農業を見通した計画を策定する

こととされております。

なお、西和賀町のこれまでの取組状況は、次のとおりです。農業委員会は、計画に定める筆ごとに、出し手、受け手の意向把握を行い、将来筆ごとに誰が管理していくかを明確にする目標地図の草案作成を行うこととしておりますが、そのために必要なタブレット操作の研修を7月から9月にかけて実施したところでございます。

また、地域計画を策定する意義について理解を深めるため、農業委員、農地利用最適化推進委員に加え、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金の集落代表者、地域づくり団体代表者を対象として、11月30日に花巻農協湯田・沢内支店において、今後の農地のあり方に関する説明会を開催したところでございます。

以上でございます。

議長 北村嗣雄君。

1番 ありがとうございます。この間の説明というか、勉強会とかフォーラムの中で、作成している地域の図面等も伺ったわけですが、この件についてはまだ地域的にある部分なのか、そして今後残された期間の中で、どのように進めていこうとしているのか、その辺をお伺いしたいなど。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 それでは、お答えいたします。

令和5年度で多面的機能支払交付金第2期対策が終了し、次期対策に向けた計画策定のため、この冬に協定内で話し合いが行われることとされております。また、令和6年度には中山間地域等直接支払交付金第5期対策が終了することとなっているため、次期対策に向けた話し合いが令和6年度中に行われる見通しとなっております。

これらの状況を参考にしながら、農業委員会では令和6年12月までに目標地図の素案を作成する予定としております。その後、農業振興課のほうで次のスケジュールに基づき、地域計画の作成手続を行うということとなります。

令和7年2月中旬までに、目標地図の素案を基に地域計画の案を作成、令和7年2月中旬から下旬にかけて、関係機関、これは農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区、その他の関係者とされております。これらに対する意見聴取及び案の段階でございますけれども、町民への説明会の開催を行う。令和7年3月上旬から中旬にかけて、地域計画の案の公告、これは町の公式ホームページで行う予定としております。令和7年3月中旬から下旬にかけて、いただいた意見を踏まえた修正、そして内部の決裁を行う。令和7年4月上旬、決定された地域計画の公告、これにつきましても町の公式ホームページのほうで行う予定としております。あわせて、関係機関への計画データの送付を行います。

なお、地域計画につきましては、策定後も随時見直しを行っていく予定としております。

以上でございます。

議長 北村嗣雄君。

1番 ありがとうございます。今いろいろ詳細に説明をいただきましたが、実際には地区がいろんな組織、いろいろというか、中山間を含めて多面的、あるいはその他の組織が各行政区にあると思うのですが、中心的に窓口になるのは区の代表としているのか、その辺は個々、地域的には違うかもしれないのですが、その辺町としてはどのように考えているのか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えしたいと思います。

どの方が中心となって行うかといった議論はあるわけなのですが、大上段に構えずにということですが、まず先ほど申し上げましたけれども、多面は多面ということでございますし、中山間は中山間でまず話をさせていただくと。そして、農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんがそこに入っていくながら方向性を取りまとめていくと。当然町のほうも一緒に

に議論のほうに入っていくというふうに思いますけれども、中心となって取りまとめる方がいないと、なかなか話合いが進まないといった声もありますので、この点ちょっと考える必要はありますけれども、今のイメージではあまり大きくまとめずに、それぞれの事業ごとに話をしながら積み重ねていくといった方式で進めていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

議長 北村嗣雄君。

1番 私が今お伺いしたのは、農地を持っていても直接耕作していない方、それから例えば中山間にも関わってなくても農地を持っている方は、いろいろその地域によっては異なっても、そういう状況の中で、これから現状を捉えて、さっき課長が言ったように、10年先を見据えた計画というか、それを立てる上では、その辺の地域の実情をよく踏まえた上でやらないと、やっぱりなかなか関心を持つ、特に集会があっても、地域の方は最近集まる率が悪いというよりも、そういう傾向にある中でこの計画を立てるとするのは、実態は難儀しているなというふうに感じます。

それで、実はこの取り組み方について、期限、タイムリミットなのですが、雪解けがあって、春先になって農作業が始まってしまうと、幾ら農家の担当でも、いわゆる集まりごとに対してはどうしてもできなくなったり、率が悪い。7年3月ということにはなっているのですが、やはり6年度にもう入った時点で、4月頃までには大方の具体化したあれができて、あとは事務的なものであれば、担当なり地域のあれでできるのでしょうか、その辺は完全ではないかなというふうには考えますが、担当としてはお伺いします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えしたいと思います。

農業の作業が始まってしまうと、なかなか話

合いというのは難しいということでございます。したがって、農閑期にやはり時間を見つけて話し合いを積み重ねていくことが必要であるというふうに思います。

そして、地域計画で、先ほど私答弁の最後に随時見直しを行うということを申し上げました。地域計画につきましては、令和6年度までにつくってくださいとはなっているのですが、これは完璧なものである必要はないというふうに国のほうから示されているということでございます。現状で知り得る限りの部分をまずつくって、そして令和7年度以降に話を積み重ねながら、だんだん形を整えていくといったことですので、あまり肩肘張らずに、まず地域の問題、現状の話し合いをしながら、特に農地に関してどうかといったことを取り上げて、現状の部分を示せばいいのかなと。

そして、繰り返しになりますけれども、令和7年度以降、さらに話し合いを重ねながらしっかりしたものをつくり上げて、そしてそれが地域の皆様の認識になればいいのかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長 北村嗣雄君。

1番 地域ごとに当然違うというか、もうかなり法人化されている組織の中で、集約されて耕作されている地域もあれば、いわゆる耕作放棄に近い状況のような中で、特にも粗飼料の場合は、やっぱりかなり、私自身も農家の一人ですが、そういう地域がございます。

そうしたところを、今後の計画を立てる上で、地域の人たちも実際耕作者が少ないと、計画に対しても、正直言って誰かやってくれるのならというような考えが多い中で計画を立てるということは、それでいいのか、それともなかなか考えがまとまらない地域も決していないわけではないと思うのです。

その辺、今後西和賀の水田を含めて、やはり農地を管理していく上ではかなり貴重な、ただ

国の政策のみならず、町の基本的な農業、農地のあり方等を考えたとき、極めて重要な取組の一つの事業であると私は考えるのですが、質問はこれで終わりになりますけれども、基本的にはまず町長はこの農地、本町の農業に対して、私が今申し上げたような中で、どうあるべきかというのはなかなか難しいのでしょうか、まずこの農地を含めた西和賀農業の今後に対する受け方というか、認識があればお願いして質問を終わりたいと思います。

議長 内記町長。

町長 今ご指摘ありましたように、今後の農地利用、農業のあり方を考える上で非常に大事な時期であると。また、各地で話し合いをしてもらっていることが今後につながる大事なことであるということは、私もそのとおりでございます。

これまで何とか頑張って農地を利用し、農業を営んできておりましたけれども、かなり現実としましては担い手、あるいは高齢化等を考える上で、厳しく見ていかなければならない面もあるなというふうに思っております。

そうした点で、今各地でこの計画を通じて話し合っていていただいておりますことをいろいろまとめて、今後の西和賀の農地のありようを町として示していきたいというふうに思っております。

ただ、これは上から示すということではなくて、全体としてどうあればいいかという考えは町として持ちますが、その中で実践していただく農家の方々がどういうふうなことを描いているか、農地をどう利用するかということが一番になりますので、そこを今回の一連の計画づくりを通じまして、町としていただいて方向づけをしていただきたいなというふうに思っております。

今回、これまでも農政でこういうことを振り返ってみますと、名称は違いましたけれども、いろんな対策によって名づけ方は違いますが、いつのときも大事だなと思っておりますのは、

地域でいかに自分のこととして心配して、その実践者たる農業、あるいは農家、それに関わる地域の方々が将来について話し合っていくかということが非常に大事な点であると思います。西和賀におきましても、各地域で現実としましては営農組合を組織したり、法人化したりしてやっているところから、なかなか耕作放棄地をどう守っていくか、大変だということまで差はございます。ただ、共通する部分としては、そこが一番大事であろうと思いますし、今回そういう中から出てきたものを踏まえて、町としても地域計画のまとめに当たりまして、方向づけを考えていきたいというふうに考えているところでございます。

議長 北村嗣雄君。

1 番 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

以上、私の質問を終わります。

議長 以上で北村嗣雄君の一般質問を終結いたします。

ここで昼食のため午後 1 時まで休憩いたします。

午前 11 時 49 分 休 憩  
午後 1 時 00 分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順 3 番、普本歌織君の質問を許します。

普本歌織君。

3 番 議席番号 3 番、普本歌織です。ちょっと風邪を引いてしまいまして、治りがまだ完全ではなくて、声がお聞き苦しいことになっております。申し訳ありません。よろしくお願いいたします。

まず最初に、妊産婦健診の交通費助成についてお伺いします。町には、出産施設がありません。この町で安心して子供を産むためには、出産施設はないけれども、こういう支援があります、町ではこういう手助けをしますということが必要だと考えています。

6 月議会で妊産婦健診時の交通費助成について質問しましたところ、岩手県の妊産婦アクセス支援事業費補助金制度の改正を受けて、妊産婦健診時の交通費助成について、町でも実施する方向で取り組んでいるという内容の答弁であったと思います。その後の検討経過についてお知らせください。

議長 内記町長。

町長 妊産婦健診時の交通費助成の検討の経過状況については、担当課長から答弁します。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 妊産婦健診時の交通費助成の検討の経過状況についてお答えします。

妊産婦が妊娠や出産に当たって、必要な健診などのために医療機関へ通院する際に要する交通費の助成について検討を進め、今議会に妊産婦アクセス支援助成事業に係る予算を計上しております。

岩手県妊産婦アクセス支援事業費補助金交付要綱では、市町村から妊産婦へ補助する上限額を妊産婦の身体状況に応じて、ハイリスク妊産婦には 5 万円、ハイリスク妊産婦以外の妊産婦には 2 万円と補助基本額を定め、岩手県から市町村には、市町村が補助した金額の 2 分の 1 相当を補助することになっております。

町では、健診や分娩の際に町外の医療機関へ通院する状況を踏まえ、自宅から妊産婦健診や産後 1 か月の産婦健診、妊娠や出産に当たっての必要な診療、分娩のために医療機関へ通院する距離数を算定し、距離に応じて算定した額に通院回数を乗じた額を交通費として助成する制度の創設を検討したところです。

議長 普本歌織君。

3 番 今のご説明ですと、自家用車を交通の手段としてお考えのようですが、公共交通機関を利用した場合はどうですか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 町のほうの助成では、公共交通という形ではなく、自宅から医療機関までの距離

に応じて、自家用車でということで検討したところですので、今回の助成の対象には、公共交通機関の分に関しては、対象をその相当分は見ないで、自家用車で行ったものとして算定させていただき予定としております。

議長 普本歌織君。

3番 質問の順番が逆になってしまいまして申し訳ありません。対象区域ですけれども、近隣の市が対象になるようですが、県外であります。横手市は対象になりますでしょうか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 妊産婦へのアクセス支援助成制度の医療機関の範囲についてお答えします。

助成対象の医療機関は、県内及び横手市の医療機関を対象としております。

議長 普本歌織君。

3番 これは本当に助かる制度だと思います。お待ちの方も多いのではないかと考えています。対象の方への周知はどのようにお考えですか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 妊産婦アクセス支援助成制度の周知についてお答えします。

アクセス支援助成制度の適用を令和5年4月1日に遡って助成する予定としていることから、既に分娩を終えている方には、乳児健診の機会を利用し、個別に制度の説明や申請書を配付し、また子育て支援アプリ情報配信サポート、母子モを活用した周知を予定しております。

今後助成の対象となる方に対しては、母子健康手帳や健康診査受診票の配付の際にお知らせする予定としております。町民全体への周知としましては、広報やホームページの活用を予定しております。

議長 普本歌織君。

3番 この制度を含め、子育て支援制度については、町は子供を産み育てることに対して大事にするのだということをお事あるごとに町民全体に知らせていく必要があるのかなというふうに思っています。それが子育てに対するの安心感

につながるのだと考えます。このことについて、町長のお考えを伺います。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

ご指摘のとおりかと思っておりますので、いろいろな制度をやらせていただいておりますが、それがしっかり伝わるように努めてまいりたいと思っております。

議長 普本歌織君。

3番 そのようによろしく申し上げます。

では、次に行きます。軽度難聴者への補聴器購入助成についてお願いいたします。厚生労働省が定める認知症施策推進大綱において、難聴は認知症の危険因子の一つとして挙げられています。加齢性難聴は、早期にケアすることで、社会参加しやすくなる、コミュニケーションしやすくなるといった効果が期待されます。

6月議会で、軽度難聴者への補聴器購入助成について質問した際に、軽度者や中等度の難聴者が補聴器を購入した際の助成事業について、町で実施する場合の助成内容や要綱について検討をしているという答弁をいただいております。以降の検討状況をお知らせください。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 軽度難聴者への補聴器購入制度助成の検討状況についてお答えします。

軽度者や中等度の難聴者が補聴器を購入した際の助成制度の事業につきましては、身体障害者手帳の交付対象とならない方を対象に、補聴器購入費用の一部を助成することにより、家族や地域などのコミュニケーションの向上や社会参加を促進することを目的に、他市町村の実施状況や内容を参考にしまして、助成内容などを具体的に協議しているところであり、令和6年度から助成制度の運用を目指しております。

議長 普本歌織君。

3番 6月の議会の一般質問で取り上げて以降、この軽度難聴者への補聴器購入の助成制度について、期待するという声が寄せられています。

議会広報のアンケートでも期待の声がありましたし、また先月4日に行った私の議会報告会の際にも、参加者からぜひ実現してほしいという声を寄せていただいております。今令和6年度からの実施を目指してということでご答弁いただきました。できるだけ早くに実施できるように準備を進めていただきたいと思います。

町長に伺います。軽度難聴者、これは高齢者に多いと思われませんが、補聴器を購入したり使用したりしやすくなることによって、認知症の予防についても早期のケアでしたり、社会参加がしやすくなるということにつながると思います。町長のこのことについてのお考えを伺います。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

取組の方向につきましては、先ほど課長が答弁したとおりでございます。その線に沿って、できるだけ早めの対策に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 普本歌織君。

3番 では、次に行きます。

町内の教育資源のあり方について、今年度は保育所あり方検討委員会で、適正配置も含めた保育所・保育園のあり方を検討していると伺っております。現在どのような検討経過であるか教えてください。

議長 学務課長。

学務課長 保育所あり方検討委員会の検討経過についてお答えいたします。

進む少子化、保育施設の老朽化等の現状を踏まえ、西和賀町の今後の保育施設のあり方についての方向性を検討するため、西和賀町保育所あり方検討委員会を令和5年3月28日から10月26日まで、計5回会議を開催しております。そして、委員会報告がまとまりましたので、その結果を11月1日に報告書として町長に提出しているところです。

その委員会報告の内容については、大きく3

つについて報告がされておりますので、読み上げさせていただきます。

1つ目は、保育施設のあり方についてです。本町の南北に長く広大な面積の中、町立保育所は3か所、私立保育所は2か所あり、人口に照らせば十分な保育サービスが提供できていると言えます。しかしながら、近年は少子化の急激な進行で、利用者数が定員を割り込んでおり、保育施設の運営は厳しい状況にあります。また、保育施設の建物は、いずれも設置してから30年以上が経過し、老朽化が顕著となっており、保育施設の改善を図る上でも、建物の更新は喫緊の課題であります。

これらの課題を含め、町の保育のあり方について利用者へアンケートを行い、その結果も踏まえて当委員会で検討した結果、町内の保育施設は統合することが望ましく、その上で新たな建物を整備する必要があると考えます。

2つ目、保育施設の適正な規模、配置についてです。この考えに基づき、町立保育所、私立保育園のそれぞれについて統合の方法を検討し、委員会として次の案に決定しました。町立保育所については、川舟保育所、せんだん保育所、新町保育所の3保育所を統合し、沢内地域の中央部、もしくは沢内小学校、または沢内中学校の近くに新たに整備する。

私立保育園については、湯本保育園と川尻保育園の2保育園を統合し、湯田小学校の近くに新たに整備する。

統合により、少ないながらも一定の児童数を確保できることから、集団生活を通じた子供たちのより一層の成長に期待をるところです。

3つ目、保育施設の適正な運営についてです。現在の施設を統合すると、児童を送迎する距離が長くなるなど、不便を強いられる利用者も生じます。そのような方々に対しては、できるだけ負担を少なくする方策を講じるとともに、統合後の保育施設の活動がよりよいものとなるよう保護者のニーズを反映し、充実した保育サー

ビスが提供されることを望みます。

町では、湯田地区に私立保育園が、沢内地区に町立保育園がそれぞれ設置されていますが、利用者にとって町立と私立のどちらを選んでも同じ保育サービスを受けられることは当然と考えます。そのためにも、町は私立保育園の運営が健全に行われるよう配慮するとともに、町立、私立の間で継続して連携を図っていくことが必要と考えます。

以上の委員会報告を受けております。この委員会報告を受け、町としての考えをまとめ、子育て世代の保護者、保育関係者、町民の皆さんに説明をしていきたいと考えておりますが、今学校のあり方検討も進めているところです。説明に当たっては、検討委員会の委員の皆さんからも、保育のみならず、学校も含めた形でのビジョンを示したほうが望ましいとの意見をいただいておりますし、そのとおりと認識しております。

今検討中の学校のあり方検討結果も踏まえた形で、来年度前半になろうかと思いますが、小中学校のあり方についても一緒に説明をしていきたいと考えております。

以上です。

議長 普本歌織君。

3番 今のは委員会の意見ということで、今後住民から意見を聞くというような場面が設定されるということですか。

議長 学務課長。

学務課長 今の委員会の報告を受けて町の考えをまとめて、その結果を学校のあり方検討の部分と一緒に形で住民説明をしていきたいと考えております。

議長 普本歌織君。

3番 大変町民の皆さんの多くの方たちが関心を持っていることですし、これからの町の教育環境ということで、すごく大事なことだと思いますので、いろいろな意見を聞きながら進めていっていただきたいというふうに考えていま

す。

その中で、これからの保育所、保育園のあり方を検討していくに当たっては、保育の専門家である職員の皆さんの意見も反映する必要があると思うのですが、そのような機会は予定されていますか。

議長 学務課長。

学務課長 現場職員の意見反映についてお答えいたします。

検討委員会の委員として、所長、園長に出席をいただいております。この委員会の報告内容等は現場職員にも伝わっているところではあります。

なお、年を越してからにはなりますけれども、保育所職員全体会議も開催する機会がありますので、そのような場で現場職員の皆さんからのご意見をいただきながら、今後の望ましい保育環境に向けて取り組んでいければと考えているところです。

議長 普本歌織君。

3番 とても大事なことだと思います。もちろん保育所、保育園の所長さん、園長さん方は、職員の皆さんとよくコミュニケーションを取って、職場の意見としてまとめて会議に出ていると思いますし、会議の内容も職場のほうで一人一人の先生方にお伝えくださっていると思いますけれども、やっぱりそれだけでは不十分で、行政のほうと職員さん一人一人がよくコミュニケーションを取って、本当に力のある先生で、いい考えもたくさん持っていますので、そういういい考えをどんどん吸い上げて、みんなでこの町の子供たちをよりよく育てていくのだという、そういう関係性を築きながら進めていくことが、この小さな町だからこそできるのではないかと思います。そこのところを大事にしていっていただきたいというふうに思っています。

先ほど小中学校のあり方についても検討に入っているというふうに伺いました。現在の検討の経過を教えてください。

議長 学務課長。

学務課長 小中学校のあり方検討についてお答えいたします。

現在小中学生を取り巻く教育環境は、国際化や情報化等が急速に進んでいます。1人1台タブレットの導入、小学校においては学習指導要領の改訂による英語の教科化、中学校においては部活動の地域移行準備など、大きく変化をしてくれているところです。

加えて、本町は出生数の減少による児童数の減少により、将来における学級の複式化、そして学校施設の老朽化等の課題があります。子供たちの望ましい教育環境への影響が強く懸念される状況にあり、学校教育環境の見直しは喫緊の課題となっております。

こうした現状を踏まえ、本町における今後の小中学校のあり方について方向性を検討するため、西和賀町学校のあり方検討委員会を設置し、第1回目の会議を10月27日に開催しております。

1回目の会議では、委員の皆さんに西和賀町の教育環境の現状と課題を理解していただくために、主に小中学校の児童生徒数の推移予測、学校施設の状況、複式学級の基準、小規模校のメリット、デメリット、考えられる対策などについて学務課から説明をさせていただきました。そして、この説明、資料を確認いただき、12月19日に開催する第2回目の委員会では、委員の皆さんから西和賀町における教育のあり方について意見をお聞きすることとしております。

今後のスケジュールとしては、翌年2月に第3回、3月に第4回の検討委員会を開催し、方向性をまとめていきたいと考えているところです。

以上です。

議長 普本歌織君。

3番 小中学校のあり方についても、多くの皆さんが心配なさっているところだと思いますので、よくいろいろな方の意見、住民の意見を聞きながら進めていただきたいというふうに思っ

ています。

先ほどもお話にあったように、保育所、保育園、小中学校と、町の教育資源として切離して考えることはできないと思います。教育に関する計画は、社会情勢やそれを反映した子供の特性、時代に合った教育が必要になるため、常に見直す必要がありますし、ましてや少子高齢化が進んでいるこの西和賀町にあつては、本当にこれからの西和賀町に合った教育計画が必要になってくると考えます。

今後の西和賀町の教育をどのように考え、どのような環境を整えようとするのか、教育長の考えをお伺いします。

議長 教育長。

教育長 それでは、私のほうからこれからの西和賀町に必要な教育環境について、私の考えを述べさせていただきたいなと思います。

人生100年という生涯の中で、生まれてから中学校、高校を卒業するまでの15年、18年間の学びを考えたときに、教科の学習と併せて、西和賀町での体験や経験からの学びがとても大切だというふうに考えているところです。

教科の学習を生かしつつ、町の自然や文化、歴史、産業、人々などに可能な限り触れ、その学びを言葉にしたり、学習成果にしたりして、提供、提案し、その反響をいただける教育活動は子供たちの自信にもつながりますし、これからの人生を歩む礎ともなると考えています。

このような考えの下、そして今までも大切にしてきたことも含めて、これからの西和賀に必要な教育環境について5点お話ししたいと思います。

1点目は、全ての子供たちがひとしく教育を享受できる環境です。最も根本的な条件ですが、経済的な理由や、学校から遠いなど地理的な条件から、学習や放課後活動、行事などに参加できないということのないような環境は必須であると考えております。

2点目になりますが、学校が地域と連携し、

町民の誰もが学校教育に参画ができ、子供たちが町にある多くの資源と触れ、キャリアをアップできる環境が必要と考えています。結の町である西和賀町での体験や経験は、子供たちの考えを広め、豊かな学びとなり、地域に対しての誇りを生むことと思っております。

3点目は、異学年や他の学校との交流ができる環境、また外国の方々とも交流ができる充実した英語教育のある環境が必要だと考えております。少人数の学級、学校だからこそできる多様な交流を図り、子供たち一人一人が自信を持って自分の考えを伝えられる環境は、未来につながるコミュニケーション能力を育てると考えております。

4点目は、多くの分野の書物から学び、ICT機器を活用し、情報を収集、発信し、活用する能力を育てる環境が必要と考えています。様々な情報を様々な手段で収集し、自分の思いを豊かに表現する力を持つことは、これから生きる糧となり、多くの方々と協働して人生を歩めるようになると考えております。

最後、5点目ですが、食育、健康、体調の自己管理を推進できる教育環境です。よりよい生活環境と健康な体は、力強く生きる基盤となります。子供たち自身がバランスの取れた食事を意識し、学習やスポーツで汗を流し、協力して目標を達成できる機会の創出が大切になると考えています。

以上になります。まだまだあるかと思いますが、まず5点に絞ってお話しさせていただきました。

少子化が進む本町の現状ではありますが、このような環境の下、小規模のフットワークのよさ、それを最大限生かしながら、地域の皆さんと子供たちの可能性の広がりを喜び、子供たちの生き生きした未来、それを希望を持って見詰めていきたいと思っておりますし、共に歩んでいきたいなというふうに考えています。

以上です。

議長 普本歌織君。

3番 西和賀町の体験、経験から育てるということですか、小さな規模ならではというお話がありました。西和賀町ならではの教育を推進していけるように、みんなで力を合わせていけたらなというふうに思います。

今町自体が教育の町だったり、子育て応援の町をうたったりして、基本政策に掲げているところも多くあります。よい教育をしているということは、十分そこを居住地として選択する理由にもなる。教育を大切にすることとは、人を大切にすることだからです。今後教育環境を変えていくとすれば、ぜひそういう希望を感じられる方向にかじを切っていただきたいと思っております。このことについて、町長のお考えを聞かせてください。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

今ご指摘ありましたようなまちづくりにとりましても、教育環境の向上ということは欠かせないことであると思っておりますので、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

議長 普本歌織君。

3番 次に行きます。

自衛隊への個人情報の提供についてです。9月議会の一般質問でこのことについて質問しまして、町では自衛隊の隊員募集に関わる事務補助として、本人の承諾なしに個人情報を自衛隊に提供しているということが明らかになりました。

18歳になる町民の基本4情報、住所、氏名、性別、生年月日を提供しているとのことでしたが、それはどのような形で提供しているものかお知らせください。

議長 町民課長。

町民課長 お答えします。

自衛隊への情報提供についてですけれども、9月議会の定例会の質疑と同じ回答になりますが、紙媒体で提供しております。

議長 普本歌織君。

3番 紙媒体で名簿を提供してよいということが住民基本台帳法に記載されているのでしょうか。どのような根拠に基づいて紙媒体での提供を行っているものかお知らせください。

議長 町民課長。

町民課長 閲覧ではなく紙媒体での情報提供につきましては、今回資料提供もさせていただいておりますけれども、自衛隊法や住基法以外にも防衛省人事教育局人材育成課長及び総務省の自治体行政局住民制度課長の連名での募集事務に関する資料の提出についての通知が出されておりますので、可能である旨の根拠としております。

議長 普本歌織君。

3番 9月議会のご答弁で、そのような根拠に基づいて町として判断して提供しているということでした。今全国的にこの問題が指摘されており、自治体から自衛隊への名簿の提供の方法ですとか、提供自体を見直す自治体も出てきています。紙媒体の提供から、法に基づく閲覧に戻す自治体も出てきています。

一方、提供には問題ないとして、訴訟にまで発展している事例もあります。名簿の提供自体を見直す必要があると考えますが、いかがですか。

議長 町民課長。

町民課長 繰り返しの回答になりますけれども、こちらのほうは自衛隊法、住基法はもとより、紙媒体で提供する旨の是非についての通知が出されていることですので、そちらを根拠に提供させていただいているところですので、現在この形を検討して、閲覧に戻すというところの検討はしておりません。

議長 普本歌織君。

3番 ぜひ検討していただきたいと思っています。9月議会での質問以来、本人の承諾なしに個人情報が提供されているのは不安であるという町民の声が寄せられています。最低限本人または町民全体に知らせ、除外申請を行えるよう

にすることが必要であると考えますが、いかがですか。

議長 町民課長。

町民課長 こちらも9月定例会の答弁の繰り返しとなりますけれども、数ある中で自衛隊への情報提供に特化した形での除外申請は、現時点では予定しておりません。

また、先ほどから本人の承諾なしにといった表現をされておりますけれども、承諾を得なければならないといった事案ではございませんので、町としてもそのような対応をしているところでございます。

議長 普本歌織君。

3番 閲覧を許可している数ある要件の中で、これだけは自衛隊のみを特化して除外対応はできないというようなこと、確かに前回の答弁でもいただいています。しかし、ほかの要件については、閲覧は許可していると思いますが、名簿の提供まではしていないのではないかと思います。自衛隊への提供だけ名簿を貸して提供しているのでありますから、特段の配慮があってしかるべきと考えるのですが、いかがですか。

議長 町民課長。

町民課長 閲覧ではなく、紙の提供についての問題ということですが、そちらについて、わざわざ国のほうから、課長通知で問題ない旨の通知がされているところですので、我々としてはそちらを根拠にさせていただいているところでございます。

議長 普本歌織君。

3番 こちらは、除外していいという定めはないと思うのですが、除外してはならないという定めもないと思うのですが、どうですか。

ちょっと言葉が足りなかったかもしれません。除外申請についてですが、本人の申請によって除外してもよいという定めはないと思うのですが、除外してはならないという定めもないのではないですかということですが、分かりますか。

議長 町民課長。

町民課長 除外してもよいという定めも当然ないのですけれども、おっしゃるとおり除外してはならないという定めもないというのは、そのとおりでございます。

議長 普本歌織君。

3番 であれば、やはり自治体の判断に任せている、任せられているということですので、ぜひ今後の検討が必要だと考えます。

町民の中には、自衛隊への名簿の提供をしてほしくないという声もあります。そのことをどのように捉えますか。

議長 町民課長。

町民課長 これまで町民課にはそのような問合せが寄せられたこと、あるいはそのような報告をこれまでに確認したことがございませんでした。自衛隊へ情報提供していることにつきましては、ホームページでも公開しましたので、問合せがあった場合は制度についてお話しさせていただきたいと思ひますし、ご理解いただけるように制度について丁寧に説明していきたいというふうに考えております。

議長 普本歌織君。

3番 今後ぜひ検討して行ってほしいと思ひます。

町長は、9月議会の答弁の中で、町民の個人情報について、法令を遵守して保護に努めるといふうに答弁くださいました。個人情報保護法にのっとり、町民の個人情報を守る立場の行動をしてくださるといふ意味だと思ひます。

前回は申し上げましたが、個人情報保護法69条、98条に、自分の情報が法令に基づかない提供がされていると判断した場合には、利用停止請求することができるとした利用停止請求権が定められています。これにのっとり情報提供していることを対象者に知らせる、利用停止できる手続を進めるといふ措置が必要だと考えますが、町長、いかがでしょうか。

議長 町民課長。

町民課長 町長にということでしたけれども、この法律の細かいところの説明を最初にしたと思ひますので、最初に私からお話しさせていただきたいと思ひます。

町民の個人情報を守る上で、法令を遵守することは当然であります。これまでも法令に基づいて各種業務を遂行してまいりました。

今回議員の言われる個人情報の保護に関する法律第69条及び第98条にのりつての利用停止請求権という話でございますが、まず98条は個人情報の利用停止の請求措置をすることができる旨規定されている条文となります。

その中で、どういった場合を想定しているかということですが、69条にありますとおり、利用目的以外の目的のために利用され、もしくは提供されている場合、そのほかにも63条で、違法もしくは不当な行為を助長したり誘発するおそれがある方法によって利用されているとした場合、また64条では、偽りその他不正な手段により情報を取得されていると判断されるなどの場合に、該当する個人情報の利用の停止、消去または提供の停止の請求を行うことができるという制度です。

このように、決められた利用目的の範囲を超えての個人情報の保有、提供、悪用のおそれといったことを想定しているものであり、今回のように自衛隊からの情報提供の依頼と、それに対する町の対応は、利用停止請求権には該当しないものと考えております。

もちろん個人情報を保有する機関としましては、提供するに当たっては、引き続き法令を遵守し、厳正な管理を行ってまいりたいと思ひます。

以上です。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

ただいま担当課長からご説明させていただきましたように、法令にのりつた対応であるといふうに私自身理解させていただいておりま

す。

議長 普本歌織君。

3番 不安に思っている町民の方もいらっしゃるの、今後また引き続き追求していきたいと思っております。

それでは、次に行きます。パートナーシップ条例についてです。県では、今年4月1日施行で岩手県におけるパートナーシップ制度の導入に関する指針を発表しました。パートナーシップ制度とは、戸籍上同性のカップルに対して、地方自治体が婚姻と同等の関係を承認する制度のことです。

日本では、同性同士の婚姻が認められていないために、家族同様の関係であっても、家族としての様々な優遇措置を受けられない場面がたくさんあります。例えば賃貸や公営住宅に入居する際の手続、またどちらかが病気やけがなどで病院での病状説明が必要になったときなどで。パートナーシップ制度は、それらを少しでも緩和し、全ての人が生きやすい社会を目指す考え方もあります。

2023年11月現在で361自治体が制度を持っており、人口カバー率は75%に達しているとのこと。岩手県におけるパートナーシップ制度の導入に関する指針では、自治体優先の原則を尊重しながらも、県が広域自治体として指針を定めることにより、市町村におけるパートナーシップ制度の導入を促し、誰もが生きやすい地域社会の実現を目指すものとされています。このことについて、町では導入を検討しているかどうかお聞かせください。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 パートナーシップ条例の導入についてお答えします。

先ほど議員からも説明がありましたとおり、パートナーシップ制度は、市町村が結婚に相当する関係を証明することにより、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする制度となっております。岩手県内では、一関市、盛岡市、宮

古市、矢巾町においてパートナーシップ、ファミリーシップ制度が導入されております。

性的マイノリティーに関しては、周囲からの差別や偏見を恐れてカミングアウトしにくい状況にあることから、実態を把握することが難しいものでもあります。町内では、この制度に対する問合せや要望といった具体事例がないことなどから、まだ検討は行っていない状況にあります。

以上です。

議長 普本歌織君。

3番 様々な性自認の方がどんな集団の中にもいるという前提があることが大切なのではないかと思えます。そのようなことがいろいろな方にとって住みやすい環境になるのだと考えます。

自治体によっては、双方の子供も家族として認めるファミリーシップ制度や、同性同士のみならず、異性間の婚姻を選択しない人も対象に含める制度にしている場合もあります。誰もが生きやすい環境を整えることは重要であると考えますが、このことについての町長の考えをお聞かせください。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

どのような方々も生きやすい社会、それを目指していろいろな取組がなされていると思えます。多様な価値観の中でみんながよく暮らしていく、そのためにはどうあればいいのかということは、日頃から問いながら対処させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長 普本歌織君。

3番 先ほども生涯学習課長もおっしゃっていましたが、カミングアウトしづらい状況にあるがゆえに、生きにくさにつながっているというお話でしたが、田舎だからこそそういうところが難しいというところもあるのではないかと思います。このような制度を整えることによって、どんな人も生きやすい社会にということに

なると思いますので、ぜひ今後の検討にしてい  
ただきたいと考えます。

それでは、これで私の質問を終わります。あ  
りがとうございました。

議長 以上で普本歌織君の一般質問を終結いた  
します。

ここで1時55分まで休憩いたします。

午後 1時45分 休 憩

午後 1時55分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順4番、刈田敏君の質問を許しま  
す。

刈田敏君。

11番 こんにちは。12月定例会、第1日目ラス  
トの刈田敏です。今回の一般質問は、1点、買  
物弱者対策についてお伺いいたします。よろし  
くお願いいたします。

質問に入ります。経済産業省では、買物弱者  
を流通機能や交通の弱体化とともに、食料品等  
の日常の買物が困難な状況に置かれている人々  
として、農林水産省では高齢者等を中心に食料  
品の購入や飲食に不便や苦勞を感じる方を買物  
弱者と定義しております。

昨今、全国的に高齢化の進展、人口減少や商  
店の廃業などにより、日常的な買物が困難にな  
っている買物弱者への対策が急務となっております。本町でも、少なくとも食料品、日用品  
の買物が不便なくできるように、買物弱者対策を  
できるところから進めていく必要があると感じ  
ています。

そこで買物の際の移動手段となる公共交通、  
おでかけバスに関して、①番として、買物の際  
に移動手段として公共交通、おでかけバスを利用  
している住民も少なくないと思われるが、その  
利用目的やニーズ調査は実施しているのかお  
伺いいたします。

議長 内記町長。

町長 ただいまのご質問につきましては、担当  
課から答弁します。

議長 企画課長代理。

企画課長代理 答えいたします。

おでかけバス、町民バスの利用目的やニーズ  
調査についてのお尋ねであります。まず今の  
運行体制、つまり岩手県交通が撤退し、盛岡便  
も含めた全ての路線を町が運行するバスでカバ  
ーするようになった令和3年4月以降では、お  
尋ねのような調査は実施しておりません。

ただし、県交通による最後の営業年度となっ  
た令和2年度において、岩手県が実施した公共  
交通のあり方検討会と連携した産業革命技術の  
活用に関する調査検討業務委託の中で、県交通  
が運行していた3路線の利用実態調査を行って  
おりますが、調査した路線が県道と国道を走る  
路線のみだったことと、全便1回ずつの調査で  
サンプル数が少なかったため、買物利用と答え  
た人はごく僅かでありました。

したがいまして、実際のところ、現状でどの  
程度の方々が買物の足として町民バスを不便に  
感じているのかという数字的な把握はしている  
ものではございません。

議長 刈田敏君。

11番 調査は、今のところは買物だけでないで  
すけれども、特にも買物についての調査はして  
いないということで、これは予想していたこと  
なのですけれども、西和賀町自体がそういう現  
状であるのですけれども、いろいろ調べてみま  
すと、経済産業省の買物弱者に対する統計的定  
義、各地域の背景を加味して、全国の自治体を  
類型化したという資料があるのですけれども、  
この中に大都市、ベッドタウン、地方都市、こ  
れはいろいろ様々あるわけですが、農村、  
山間部、これについての類型としては、アクセ  
ス可能な店舗の不存在ということで、この資料  
の中に2市町村書いているのです。茨城県の常  
陸太田市と、それから岩手県西和賀町という、  
それが書いているわけです。だから、そういう  
意味からいって、西和賀町自体が買物支援に対  
して、ニーズ的なこともありますけれども、ど

ういう状況かというのが知られていないという実態があるわけで、これは大変な問題になると思います。

それから、こちらは農林水産省の実施をしていない理由として、対策を必要とする住民がどの程度いるのか、実態を把握していないというようなこと、次の質問にもちょっと交ざるのですけれども、そういうことがあるわけで、ニーズ調査といっても幅広いものですけれども、これに関してはどういう形かで、やっぱり不便を感じている住民が多いわけです。このおでかけバス、それから交通機関の衰退によって、いろいろあるのですけれども、バスに乗るまでの距離、そこまですごく大変だということとか、それから買物しても荷物が制限されるとかという話は聞くわけで、その辺の実態というものをやはり具体的に調査していく必要があると思うのですけれども、その点については今後どのようなお考えを持っているのかお聞きします。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

先ほど担当課からお答えしましたように、町民バスとなつてからのバスの利用実態調査のほう、していない部分もございますので、それに合わせた調査、買物、その辺はご指摘のとおり必要であろうなというふうに思っております。

なお、全体的な調査にはなつてございませんけれども、独り暮らし老人の方、あるいは世帯の方への買物を含めた聞き取りであったりとか、今中山間ということで、農業関係の地域活動で買物に取り組んでいただいているところのお話とか、そういう部分ではいろいろ声を寄せられたり、お話を聞いているところは事実でございます。

ただ、お話ありましたように、全体としてどうかと言われればそういう実態でございますので、その辺のことにつきましては今後検討させていただきたいなというふうに思います。

議長 刈田敏君。

1 1 番 中山間とかのは、この後徐々に詰めていきたいと思しますので、まず今回の1個目の質問としては、やっぱり考えられるのは、住民の意見がないという、そこまで言わなくても自分がやっているとかということで、間に合っているのか、それとも言っても声が伝わらないのか、言っても聞いてくれないのか。まして行政としては、そこまで周知する必要がないと感じているのか、足りないのか、いろいろあると思いますけれども、こういう点に関してやはり一番の問題は、大変困っている人がいるということですので、ニーズ調査、買物だけでなく、いろいろな面でやっぱり調査していただきたいと思ひます。

次に移りますけれども、これは②番に関してはやっていないということでもありますけれども、これから調査したいということですので、(2)番の質問に入りますけれども、買物弱者対策は、行政としても、今話したように間口が広く、商工部門、福祉部門、公共交通部門、農業部門、自治振興部門が窓口になると考えられます。

一方、実施主体も、行政区、商工会などの各種団体、民間事業者なども考えられるが、その取組に関し、質問に入りますけれども、①番として、本町でも一部の行政区において既に買物弱者対策が行われている実態があるのは承知しているが、その現状の実態や運用に関し、部署ごととして把握しているのかをお伺いいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 それでは、農業部門につきまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

中山間地域等直接支払交付金事業のメニューの一つとして、集落機能強化加算というのがあります。これは、新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援するための加算措置ですが、この制度を活用して買物支援を行っている集落協定が4つあります。

これは、令和4年度実績ということとなります。

具体的な支援内容としては、月1回または週1回程度の買物支援の実施となっております。

以上でございます。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 健康福祉課の事業で実施しております買物支援などについてお答えします。

介護保険制度の地域支援事業の一つとしまして、地域介護予防活動・日常生活支援事業を立ち上げております。この事業の内容は、高齢になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるように、地域が主体的、継続的に住民自らが地域づくりに取り組み、介護予防のための集いの場、地域サロンということで、B型サロンというふうに通称で呼びしていますけれども、地域サロンを設け、除雪や買物などの生活の支援や独り暮らしなどの高齢者を見守りするという、地域の方が地域を支える活動となっており、町から事業実施主体へ活動費の一部を補助しております。

この事業は、地域の実情に合わせて取り組む内容を選択できることから、一部の地域において買物支援を行っておりますが、隣近所の方や親戚、町内外に住む家族の方が支援しているというケースが多く、本事業を運用しての利用はほとんどないと聞いております。

また、障害福祉サービスや介護保険制度の介護サービスとして、訪問介護のホームヘルプサービスを利用している方のうち、買物の生活援助のサービスを受けている方もいらっしゃいます。

議長 刈田敏君。

11番 あとはないということですね。

今農業振興課と健康福祉課のほうからお伺いしましたけれども、今強化加算でやっているということでしたけれども、こういういい例を見て、ほかでもやってみたいというか、みようというところがあるのか、またその辺についての調査というわけではないですけれども、そ

ういう問合せ等はあるわけですか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えします。

集落機能強化加算、買物だけではなくて、この強化加算の取組につきまして広く呼びかけをしているのですけれども、なかなか事務的な負担等の理由で手を挙げるところが増えてこないというものが実態でございます。したがって、もうちょっと担当課としてもですけれども、制度の中身、この買物支援も含めてなのですけれども、詳しく説明をしながら理解を得て、これが広まるように取り組んでいく必要があるというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長 刈田敏君。

11番 健康福祉課においては、アピールできて、利用できている人は十分しているということですが、人数に対しては各地域のサロン等あるわけで、十分対応できているというような考え方でよろしいでしょうか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 お答えします。

現在地域内でサロン活動しているところは、10か所がこちらのほうのB型サロンを立ち上げております。そのうち、移送支援のサービスをしているところが3か所になります。買物支援ということになります。

ただ、サロンのときの送迎のみを近所の人にお問い合わせするというところもありませんけれども、実際買物であったり、通院という形でしているのは3か所になります。

実際のところ、運用のほうをお聞きしますと、やはり隣近所の方々と乗り合わせをして、いつも定期的に行っているというようなお話がありまして、緊急的なときだったりという形で利用しているということのようです。

ただ、どうしても支える側も利用する方も高齢になってきているということで、マンパワーのところ不足しているなというところは、ち

よつと課題を持っているところになります。

議長 刈田敏君。

1 1 番 まさにそのとおりだと思います。現状今できていることが、やはりこの先不安になる要素というのはかなりあるということと、それから農業振興課長が言った事務的に難しいと、やっぱりそういう点では問題が浮き彫りになってきたわけですので、次に入りますけれども、②として、既実行政区での取組に関し、課題や問題を町として把握しているのかお伺いいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 それでは、農業部門についてお答えします。

先ほどからもお話がありましたけれども、やはり課題としては支える側のマンパワー不足、これは実際に支えるという活動する方もそうですし、事務局的な部分もそうですけれども、この部分のマンパワー不足というものが挙げられるというふうに思います。

中山間地域等直接支払交付金事業のメニューの一つとしてということですが、広域的な取組をする場合の加算というものもありますので、そういったものも利用しながら対応することを検討することが必要であるというふうに思います。

個別の小さな集落だけで対応できない場合は、広く複数が組んで対応するということに関しても助成制度がありますので、そういったものも動員しながら対応する必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 取組に対しての課題というところで、健康福祉課のほうでは、課題については年に1回程度代表者や会計担当者の方々と情報交換会を実施しておりまして、把握に努めているところですので。

各地域におきまして、新たな参加者がなかな

か増えないというところで、先ほどもお話ししたように、支援される側も支援する側も高齢になってきているというところの状況や、それから移動支援のときに発生した事故の補償への対応、それからあと会計処理に苦慮されていると認識しているところです。

議長 刈田敏君。

1 1 番 実際利用したいけれども、できない状況もあるということと、あとは私もびっくりしたのですけれども、この地区ではそういう買物支援というのはありますかと聞いたときに、そういう人がいないという話を聞いてびっくりしたのですけれども、現実そういう行政区もあるということです。

問題がどんどん浮き彫りになってきましたので、最終的にはやはり進めていただきたいのですけれども、次に入ります。

事故等に関しては、この後のほうでまた若干議論したいと思っておりますけれども、③番として、本町において行政区以外の各種団体、民間事業者が主体となって対策を行っている事例を把握しているかをお伺いいたします。

議長 ふるさと振興課長代理。

ふるさと振興課長代理 お答えいたします。

行政区以外の各種団体、民間事業者がこれを行っている実態を把握しているかというお尋ねについてでございますが、当課で所管しております特定非営利活動法人、いわゆるNPO法人の中に、定款で事業として定め、実際にこれを行っている事例は把握してございます。

以上でございます。

議長 刈田敏君。

1 1 番 具体的に、さわりだけでもいいですけれども、その辺報告できればあれですけれども。

議長 ふるさと振興課長代理。

ふるさと振興課長代理 お答えいたします。

事例というところですが、実際に移送というか、買物までの送迎を依頼されて、それを実施されているNPO法人がございまして。

以上でございます。

議長 刈田敏君。

1 1 番 そういうNPO法人もあれば、その中でやれる対策というのが見えてくると思います。

それでは、(3)番の質問に入りますけれども、買物弱者対策として様々な施策が考えられ、移動販売車の導入事業や仮店舗の設置事業は有効だと考えます。全国的にもいろいろやっているところがありますけれども、①番として、車両を利用した移動販売を行う個人や事業者に対する助成の考えはあるのかお伺いいたします。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

商工施策といたしましては、2つの補助メニューがございます。初めに、西和賀町創業支援事業補助金ですが、地域の産業振興及び活性化を図るため、町内において新たに創業する際の経費に対して補助を行うものであり、施設設備の取得も対象とするものです。

次に、西和賀町新ビジネスチャレンジ補助金ですが、地域の新産業の創造、産業技術の発展及び雇用の創出を促進し、町の産業の活性化を図るため、町内に事業所を有し、事業活動を行う中小事業者、個人事業者に対し、研究開発、販売促進、知的財産権等取得事業における移動手段として使用する車両の購入に対して補助を行うものです。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 1 番 確認でありますけれども、個人や事業者ということでありまして、例えば行政区であったり、その中にそういう事業を進めていきたいということがあれば、それでも可能になるわけですか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

こちらの事業につきましては、事業者対象ということになりますので、あくまでも新たに事業を始める方、あとは既に事業を行っています

が、新たな分野で開拓を行っていくという場合への事業者補助という形になります。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 1 番 そういう補助もあるということで、これは今観光商工課内のほうの補助ということで、全体的にはまだ様々なことがあると思いますけれども、②番に行きます。

空き店舗、使われなくなっている店舗、それから空き家などを利用し、仮店舗を経営する個人や事業者に対する助成の考えはあるのかお伺いいたします。

議長 ふるさと振興課長代理。

ふるさと振興課長代理 お答えいたします。

当課で所管している西和賀町空き家活用促進事業補助金という制度がございます。この補助金の対象事業の項目に、その他地域交流の活性化、地域コミュニティーの再生又は地域課題の解決の一助となるような地域貢献に資すると町長が認める用途というものがございます。議員がお尋ねの事案は、まさにこれに該当する事案であろうかと思われれます。

ただし、補助の条件としては、10年以上その用途に活用しようとする場合でありますので、そのような条件があることをご留意いただく必要がございます。

なお、この補助金の補助率は5分の4、補助金の限度額は100万円となっているものでございます。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 1 番 規模にもよるとは思いますけれども、この100万円がどういう数値的なものなのか、これはちょっといろいろやってみないと分からないと思いますけれども、いずれ空き家に対する補助も利用できるということで、分かりました。

それでは、(4)番、次の質問に入りますけれども、本町では少なくとも食料品、日用品の買物が不便なくできるように、行政区で結いの精

神で買物弱者対策を進め、行政区が主体となって活力を持って取り組めるような体制づくりと支援が必要だと思われます。理想としては、地域の活力を活用し、事業展開することが望ましいが、無償での事業継承は現実的には困難である。このため、行政区が行う買物弱者対策に対し、行政区に交付している地域づくり組織一括交付金に経費を加算するなど、助成の考えというものがあるかどうかお伺いいたします。

議長 副町長。

副町長 この件につきましては、私のほうから答弁させていただきます。

先ほど農業振興課長や健康福祉課長から答弁申し上げておりますが、課題はいろいろまだありますが、既存の制度や事業を活用していただくことをまずお願いしたいなというふうに思っております。

特にサロン事業につきましては、全ての行政区で取組が可能という部分もありますので、経費的な面も含めまして、そちらでまず対応していただくことが望ましいかなというふうにまず考えているところであり、一括交付金の加算については、現時点ではまだ考えていないという状況でございます。

議長 刈田敏君。

11番 今現在では、ほかの事業等で間に合っているということですが、ここが大きな今後のポイントになるのかなと思うのですが、方向とすれば各自治組織が自前でそういう地域を自分たちで責任持っていくということが望まれて、今回の視察研修もそれだったと思うのですが、少しでもそういう方向に持っていくような形というものが今必要になってきているのだと思います。一気ににはできないと思いますけれども、徐々にその辺りをちょっと進めていくことが本当に必要だと思います。

そのとおり、マンパワーというのは、ほとんどどこに行ってももうない。そういう意味で、お金もないですけれども、そういうところを何

とかつなげながら、地域で、行政区または自治組織でできる分は、自らが頑張ってみんなでやっていくというような方向というふうに進んでいかなくてはならないのかなと思います。

午前中の町長の答弁で、広域では考えているという、それはまさに私も賛成です。広域でできる分を、こういうのも踏まえながら、その中で話合いを持って、やっぱり問題解決していくというのが重要になっていくと思います。今の段階では、一括交付金に加算することは考えていないということですが、将来的にはそういうことでの交付金という形に進めていくべきではないかと思っておりますけれども、その辺についての考え等がありますでしょうか。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

先ほどの一括交付金につきましては、副町長から述べさせていただいたのが現状でございます。

ただ、先ほど来のお話の自治組織、行政区が主体的になってやっていただくというのは、まさにこれは望ましい協働のあり方だと思います。しかし、行政区によってもそれぞれ事情が違ったり、人口が違ったりというのがあります。その辺につきましては、個々の事情につきましては、行政のほうといたしましても丁寧に対応させていただきながら、そういうふうなことから向かって何ができるかについては、引き続き検討させていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長 刈田敏君。

11番 時間的には、この人口減少の状況を見ると、やっぱりもう既に検討しながら、同時進行で進めていかなければいけないことだとすごく感じています。人口減少イコール役場の職員も減っていく中で、仕事量は増えるとかという話の中で、一体誰がやるのだと。DX使う分もあると思うのですが、やはり自らがそういうことでできるところからやっていく。そう

いう意味においては、検討というよりも、もうすぐに始める体制を取らなければいけないと思います。これは、最後に結論を聞きたいと思えますけれども、次に移ります。

そういう中で、これまで買物弱者に対するいろいろな、現在やっていること、問題点、そういうことが吸い上げられてきましたけれども、それではどういう手だてがあるということで、(5)に入りますけれども、地方創生事業の一つとして、小さな拠点づくり事業の中にも参考となるような事例があるが、本町において現実的に取組が可能な施策として、どのような事業が考えられるのかをお伺いいたします。

議長 ふるさと振興課長代理。

ふるさと振興課長代理 お答えいたします。

地域住民が主体的に行政などと連携して地域の困り事、課題に対応することで、暮らし続けられる地域をつくっていくことが小さな拠点づくりであり、議員がおっしゃるとおり、地方創生の取組の一つとなっております。

この小さな拠点づくりを進めるに当たっては、地域住民による4段階の活動のステップと地域住民の暮らしの拠点形成というポイントがあり、それなりに手間と時間がかかる取組でもあります。

進め方や取組の詳細までは言及できませんが、もしこの地域が小さな拠点づくりに着手し、取組が進んだとすれば、現実的にどのようなことができるかというお尋ねでございますが、端的に言ってしまうと、様々なことができると思っています。今取り上げられている買物弱者対策はもちろんです、本町のような豪雪地域だと、除雪の課題にも対応できますし、あらゆる地域課題を解決、改善できる仕組みだと言えます。そのためには、まずは地域住民による気づきと話し合いの上で、地域の将来ビジョン、計画をつくる必要があります。

町としては、このような意欲のある地域と連携をして計画づくりをサポートしていきたいと

考えているところでございます。

以上です。

議長 刈田敏君。

11番 サポートということでもありますけれども、進め方としてはその気にさせるということと、あとはできるところとできないところがあるのでありますけれども、やっぱりできるところからやってもらいながら、学んでいくということも必要だと思います。新しい集落、地域の再生にも入っていかないと、このままではなくなってしまうところも出てくるのではないかなということでもあります。

そういう点では、ここが肝だと思うのですが、やっぱりそこらに働きかけて、何とかこの仕組みというものも変えていかなければならない事態になってきているのではないかなと、すごく感じております。

最後の質問に入りますけれども、買物弱者対策は、本町においても極めて大きな問題と捉える。全国でも様々な形で事業展開されており、できることからスタートすべきと考えるが、行政区や学区において、自らが事業に乗り出せる体制づくりが必要で、それには行政の支援も必要である。前述したように、本事業の間口も広いため、町としても部署の垣根を越えて横断的に取り組む必要があると考えるが、どのような考え方をしているのか。今日の全体の結論といたしますか、そういうことに入るのだと思えますけれども、買物支援の状況としては、把握されていない、ニーズがまだ分からない中で困っている人もいるし、いろいろな場面ではやっているところもあるし、やれないところもある。そういう意味において、本当に横断的に取り組む必要がまさに重要と思えますけれども、どのように考えておるのかお願いいたします。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

高齢化が進み、地域にある商店も減少している本町におきまして、今回議員が取り上げてお

られます買物弱者対策は、大変大きな問題であるということを認識しております。

ただいまふるさと振興課からお答え申し上げましたように、問題意識を持って取り組もうとする意欲ある地域に対しては、町としても支援をしていく必要を感じております。

農業振興課長、健康福祉課長からも答弁しておりますが、議員がおっしゃいましたとおり、部署の垣根を越えて取り組むべき課題であるというふうに考えております。

また、先ほど私検討という点で、まさに検討だけしている状況ではないだろうという点はそのとおりであります。先ほどの検討の意味といたしましては、一括交付金という全体を包括するような対策については検討でありますし、現状におきましては、先ほど農業関係、福祉関係からありましたいろいろ取り組む手段としての施策がございますし、国で用意されている施策もございます。その辺をできるだけ昨年来始めております集落支援と、あるいは自治組織の活動と、町のそういう情報をうまくコーディネートしながら、施策をフル動員して同時に対応していくということも必要であろうというふうに考えております。

その上で、改めてそういう実態調査なりの必要性がある場合は対処しながら、この問題に対処してまいりたいというふうに思っております。

議長 刈田敏君。

11番 ぜいひともこれは進めていかなければいけないことだと思いますし、今そういう意味では進んでいくという町長からのお話でしたので、様々な、いろんな事業等をやらなければならないのもあるのですけれども、そののまず基本になるものだと思います。

最後にですけれども、今回の一般質問としては大きく2つあって、1つ目としては、まず買物弱者の実態はどうかの点と。これは買物に限られたことではないのですけれども、実態を把握するということが必要だと思います。そして、

その対応としてどのようなものがあり、そしてそれが本当に対応できるものなのか。これに関しては、それぞれのやり方で、買物に関しては今一生懸命頑張っていて、不便はあっても、買物をするだけで生活しているわけですから、本当に不安な要素が多いわけで、やっぱり現実そういうところをきちっとニーズ調査、それから全体を把握することが必要だということと、それからもう一点としては、町が抱える多くの問題については、やっぱり一人一人協力、そして努力により、問題解決のために意識を高めていく必要があるということでもあります。これは先ほどありましたけれども、除雪であったり、空き家対策であったり、熊の被害であったり、突き詰めていけば自治組織のありようまで関係していくことなのだと思います。集団組織が問題点を洗い出し、話し合いにより解決していこうというやり方、仕組みがやっぱり一番重要になっていくと思います。

さらに、協働のまちづくりを進めていくことで、西和賀町が持続していけると確信します。どこにもない四季と湯の里を掲げ、これまでも頑張ってきました。自信と誇りを持ち、まちづくりに挑戦していくことを我々議会も含めて頑張っていきたいと思います。ということで、今回の質問を終わります。ありがとうございました。

議長 以上で刈田敏君の一般質問を終結いたします。

これをもって本日の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、明日の一般質問は3人を予定しているほか、条例の一部改正等を審議する予定ですので、よろしく願いいたします。

これをもって本日は散会いたします。お疲れさまでした。

午後 2時37分 散 会